

## 資料編

資料 1	緑に関する市民・事業者の意識 .....	資- 1
資料 2	策定過程 .....	資-24
資料 3	ワークショップメンバー名簿 .....	資-26
資料 4	久喜市自然環境の保全に関する条例 .....	資-27
資料 5	久喜市自然環境の保全及び奨励金の交付に関する要綱 .....	資-34
資料 6	久喜市樹木及び樹林の保存並びに奨励金の交付に関する要綱 .....	資-37
資料 7	久喜市生垣設置奨励金交付要綱 .....	資-41
資料 8	久喜市緑の推進員設置要綱 .....	資-44
資料 9	久喜市緑化推進調整会議要綱 .....	資-46
資料10	用語の解説 .....	資-49



## 資料1 緑に関する市民・事業者の意識

### 1 アンケート調査結果の概要

久喜市の緑に関する意識把握を目的として、無作為に抽出した市民及び事業者に対してアンケート調査を実施しました。

#### (1) 概要

##### 市民アンケート

調査地域	久喜市全域
調査対象	20歳以上の久喜市民
調査方法	郵送配布・郵送回収
調査内容	久喜市の緑に関すること、久喜市の自然や生物多様性、久喜市の公園、久喜市の緑の環境づくりなどについて計24問
配布数	1,800
有効回答数	787 (回収率 43.7%)
調査期間	平成24年(2012年)11月10日～11月30日

##### 事業者アンケート

調査地域	久喜市全域
調査対象	事業者
調査方法	郵送配布・郵送回収
調査内容	久喜市の緑に関すること、事業所の緑化に対する取組み、久喜市の自然や生物多様性、久喜市の緑の環境づくりなどについて計22問
配布数	200
有効回答数	79 (回収率 39.5%)
調査期間	平成24年(2012年)11月10日～11月30日

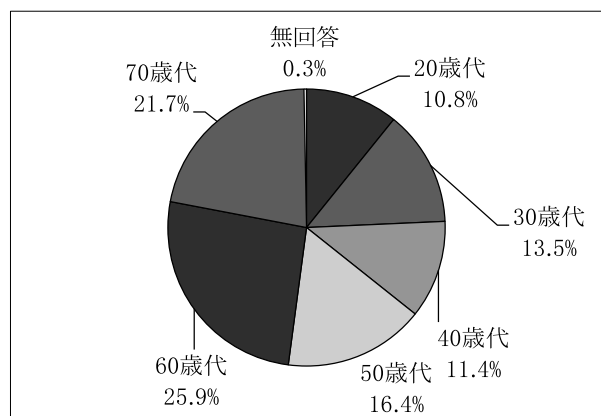
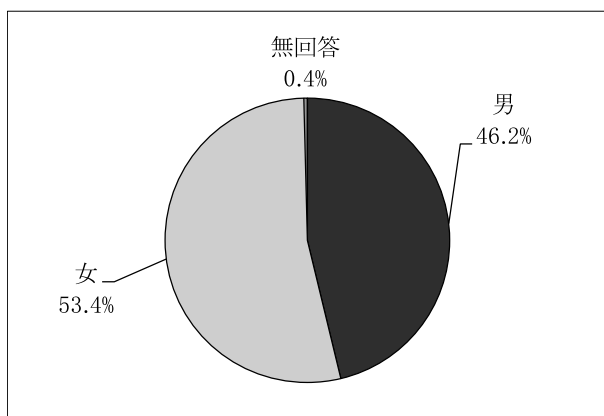
## 2 市民アンケートの概要

### (1) 回答者の属性

#### ①性別及び年齢

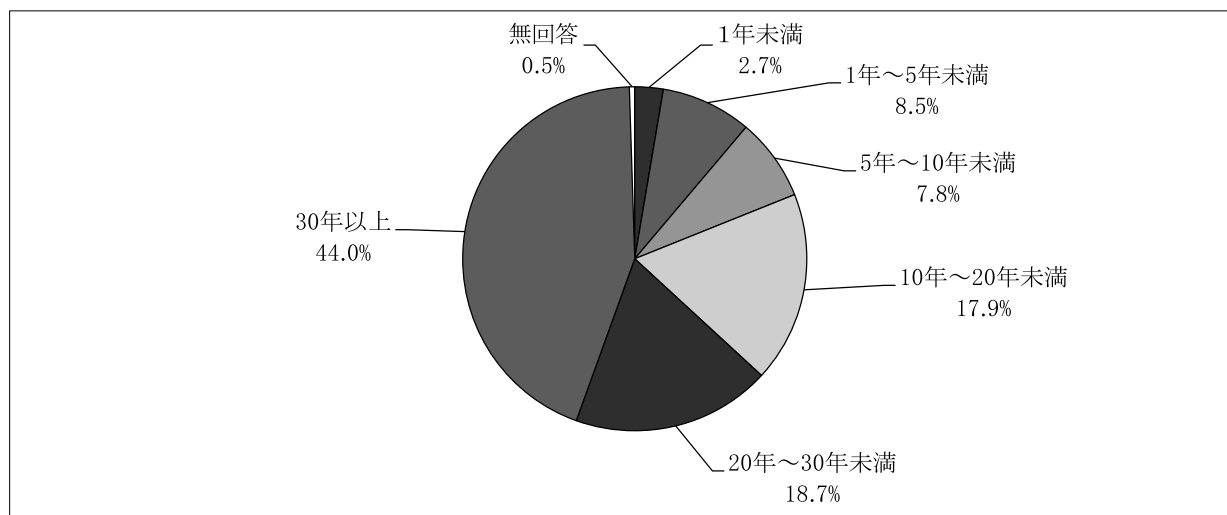
回答者の性別は男性 364 名 (46.2%)、女性 420 名 (53.4%) とやや女性が多いです。

年齢構成では 60 歳以上がほぼ 47.6%と半数程度を占めています。また、30 歳未満の若い世代が 24.3%と 1/4 程度となっています。



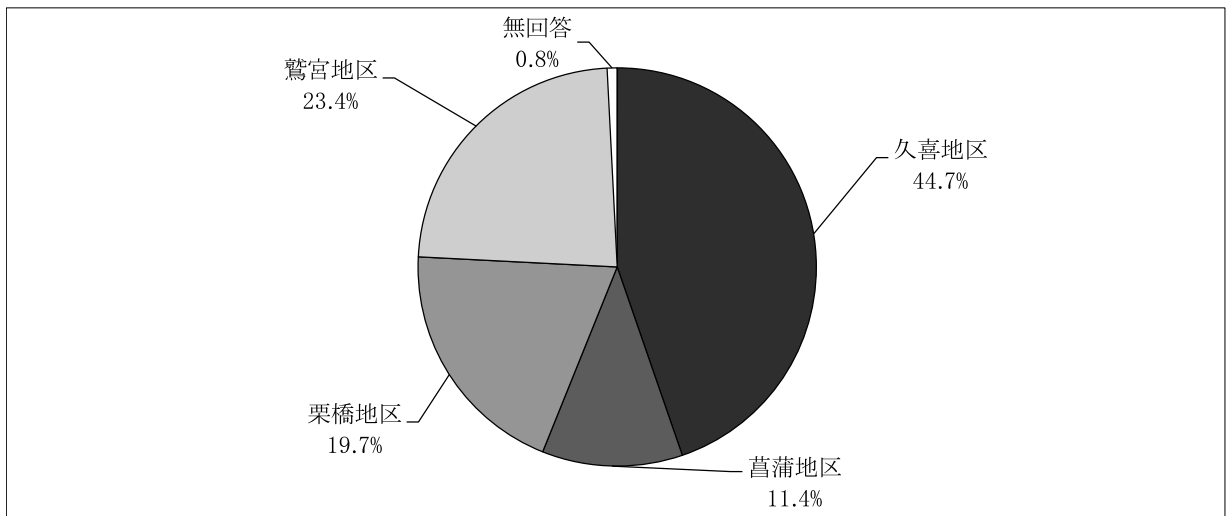
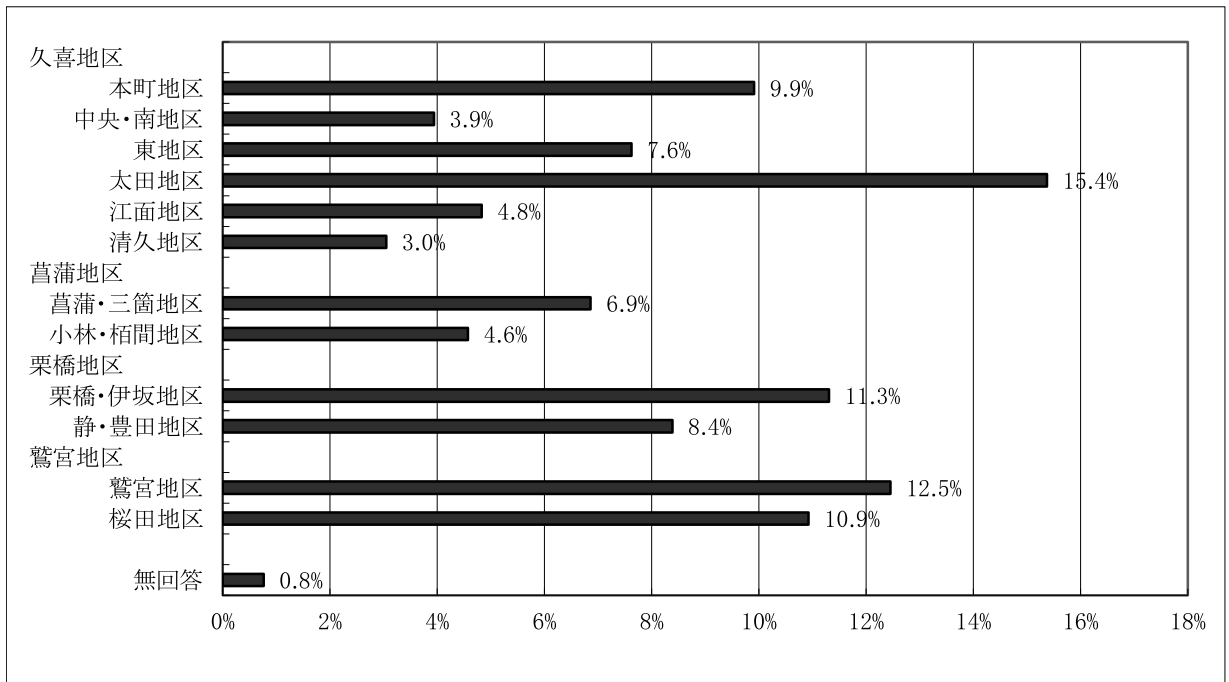
#### ②居住年数

30 年以上の居住が 44.0%、10 年以上の居住は 80%を超え、長くお住まいの回答者が多い結果となっています。



### ③居住地域

「太田地区」が最も多く 15.4%で、次いで「鷲宮地区」（12.5%）、「栗橋・伊坂地区」（11.3%）の順になっています。

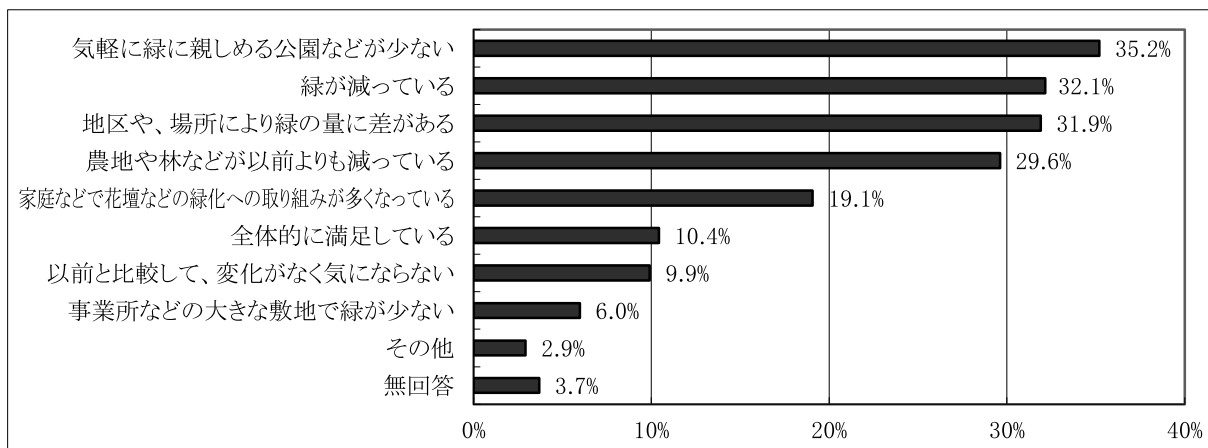


## (2) 久喜市の緑に関することについて

### ①身近な緑の印象

「気軽に緑に親しめる公園などが少ない」の回答が最も多く 35.2%、次いで「緑が減っている (32.1%)」、「地区や、場所により緑の量に差がある (31.9%)」、「農地や林などが以前よりも減っている (29.6%)」が多くなっています。

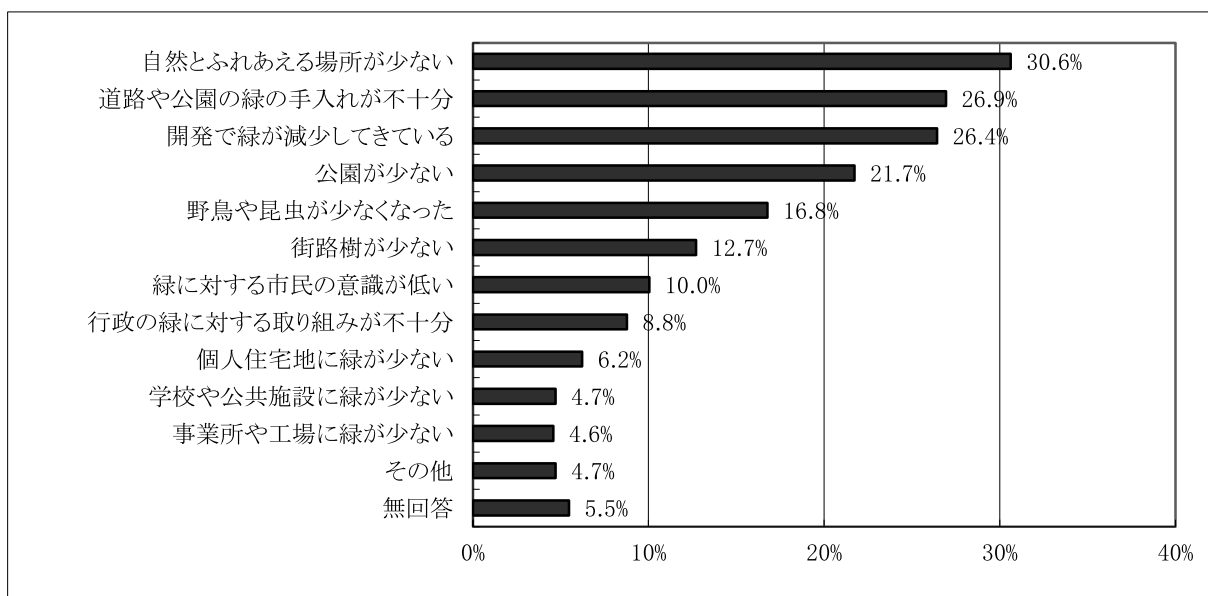
身近に緑に親しむことのできる場所を求めている傾向がうかがわれます。



### ②緑で不満なところ

「自然とふれあえる場所が少ない」の回答が最も多く 30.6%、次いで「道路や公園の緑の手入れが不十分 (26.9%)」、「開発で緑が減少してきている (26.4%)」、「公園が少ない (21.7%)」の順となっています。

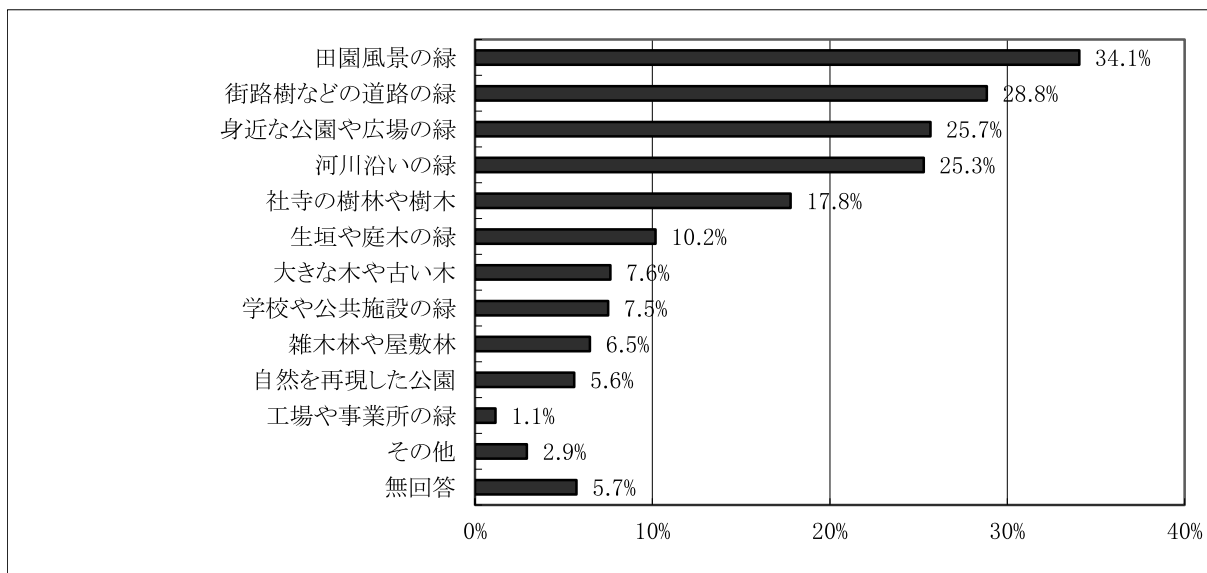
「身近な緑の印象」と同様に、自然とふれあえる場所を求めている傾向がうかがわれます。



### ③気に入っている緑

「田園風景の緑」の回答が最も多く 34.1%、次いで「街路樹などの道路の緑 (28.8%)」、「身近な公園や広場の緑 (25.7%)」、「河川沿いの緑 (25.3%)」の順となっています。

田園風景が久喜市を特徴づける要素として認識されている傾向がうかがわれます。

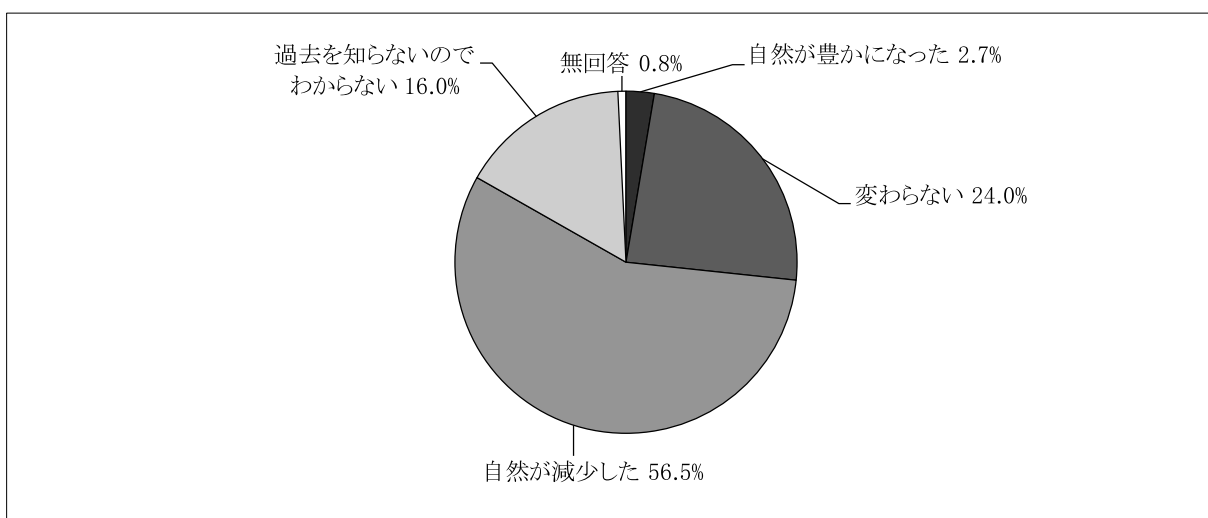


### (3) 久喜市の自然や生物について

#### ①自然の変化

「自然が減少した」の回答が最も多く 56.5%、次いで「変わらない (24.0%)」、「過去を知らないのわからない (16.0%)」の順となっています。

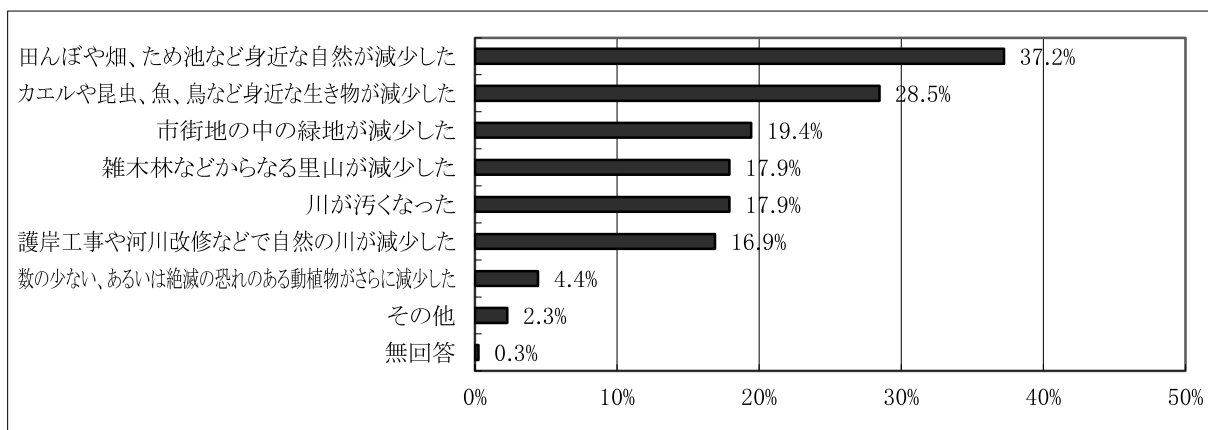
「過去を知らないのわからない」と無回答を除くと、「自然が減少した」とする回答者が約 68%になりますが、その一方で、「自然が豊かになった」と「変わらない」とする回答者の割合の合計が約 32%となり、1/3 程度の人々は、自然が減少していないと感じています。



## ②どのような自然が減少したか

「自然が減少した」と回答した方（回答者数 445）への、どのような自然が減少したと思いますかの設問では、「田んぼや畑、ため池など身近な自然が減少した」の回答が最も多く 37.2%、次いで「カエルや昆虫、魚、鳥など身近な生き物が減少した（28.5%）」、「市街地の中の緑地が減少した（19.4%）」、「雑木林などからなる里山が減少した（17.9%）」、「川が汚くなった（17.9%）」の順となっています。

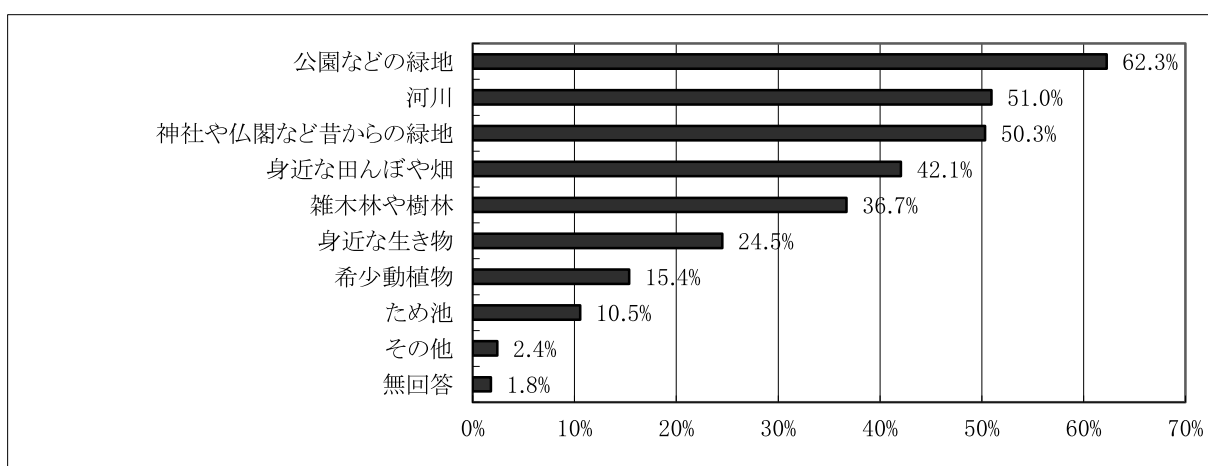
農地やため池などをあげる回答者と、身近な生き物の減少をあげる回答者が 3 割程度と他よりも多く、久喜市の環境の基盤である、田んぼや畑、里山といった身近な自然の減少について関心が高いことがわかります。



## ③どのような自然を大切にしたいか

「公園などの緑地」の回答が最も多く 62.3%と高率となっています。次いで「河川(51.0%)」、「神社や仏閣など昔からの緑地（50.3%）」が半数を超え、「身近な田んぼや畑（42.1%）」、「雑木林や樹林（36.7%）」の順となっています。

公園、河川、神社仏閣といった、身近に利用できる空間にある自然を大切にしたいという傾向がうかがわれます。

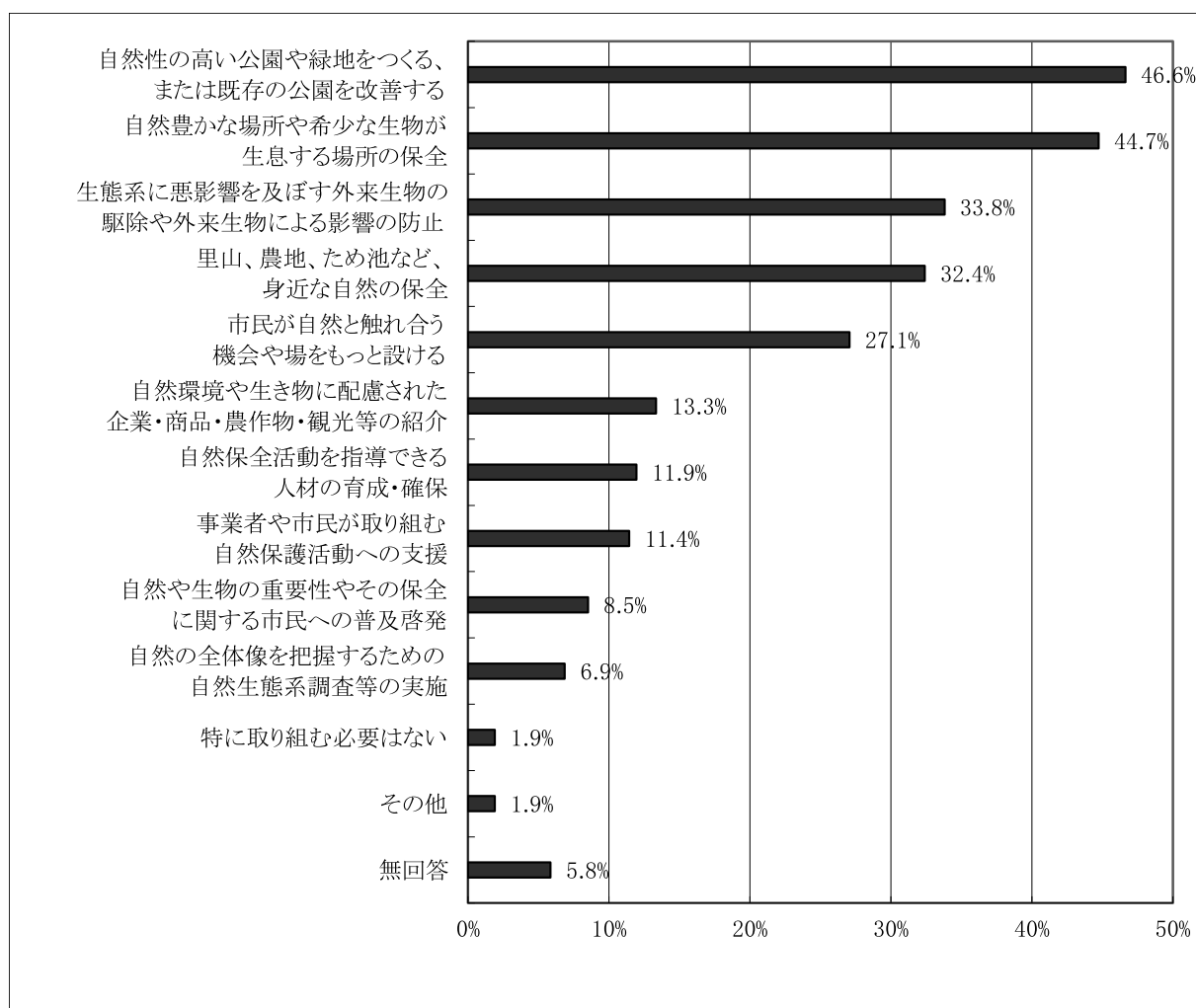




#### ④行政に期待すること

「久喜市の自然や生物を保全するために、行政に期待することは何ですか」の設問では、「自然性の高い公園や緑地をつくる、または既存の公園を改善する」の回答が最も多く 46.6%でした。次いで「自然豊かな場所や希少な生物が生息する場所の保全（44.7%）」、「生態系に悪影響を及ぼす外来生物の駆除や外来生物による影響の防止（33.8%）」、「里山、農地、ため池など、身近な自然の保全（32.4%）」の順となっています。

どちらかといえば公園、生き物、里山、農地、ため池といった、身近に自然を感じることのできる項目への回答の割合が高く、エコ商品、人材育成、市民活動、普及啓発、調査などへの関心が低い傾向がうかがわれます。

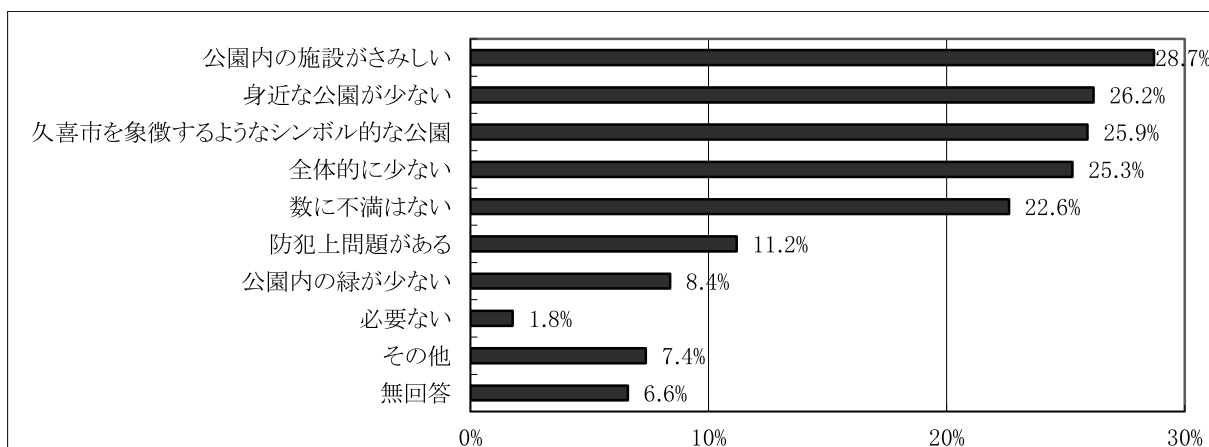


#### (4) 久喜市の公園について

##### ①公園についての考え

「久喜市の公園についてどのようにお考えですか」の設問では、「公園内の施設がさみしい」の回答が最も多く 28.7%でした。次いで「身近な公園が少ない (26.2%)」、「久喜市を象徴するようなシンボリックな公園が欲しい (25.9%)」、「全体的に少ない (25.3%)」、「数に不満はない (22.6%)」の順となっています。

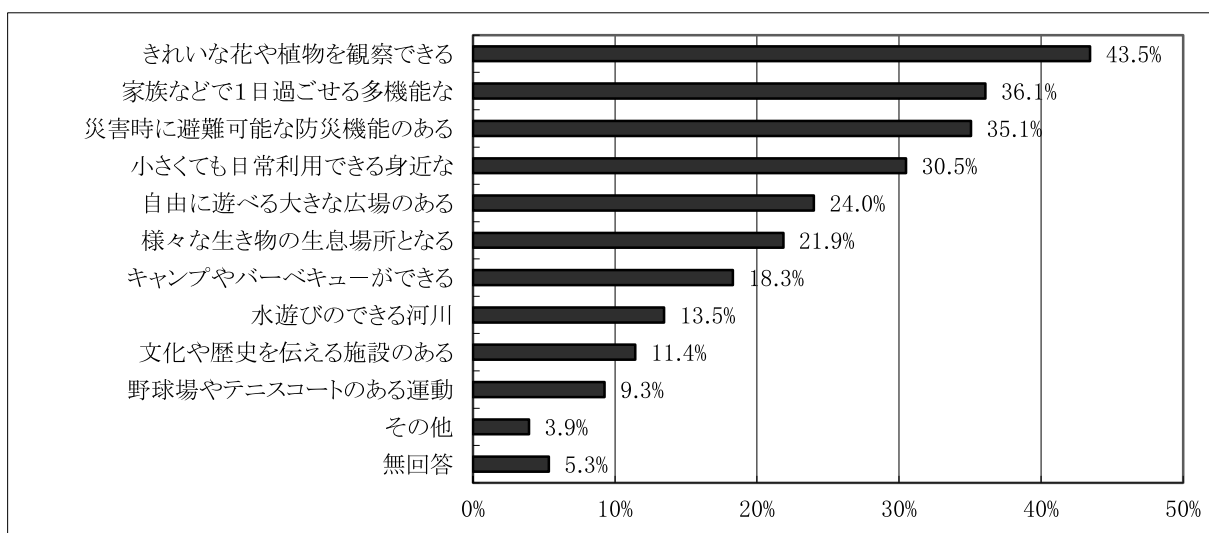
「身近な公園が少ない」が 26.2%ですが、「全体的に少ない (25.3%)」と「数に不満はない (22.6%)」に大きな違いはなく、居住地によって評価が分かれている傾向がうかがわれます。



##### ②あったらよい公園

「今後どのような公園があったらよいと思いますか」の設問では、「きれいな花や植物を観察できる公園」の回答が最も多く 43.5%でした。次いで「家族などで1日過ごせる多機能な公園 (36.1%)」、「災害時に避難可能な防災機能のある公園 (35.1%)」、「小さくても日常利用できる身近な公園 (30.5%)」の順となっています。

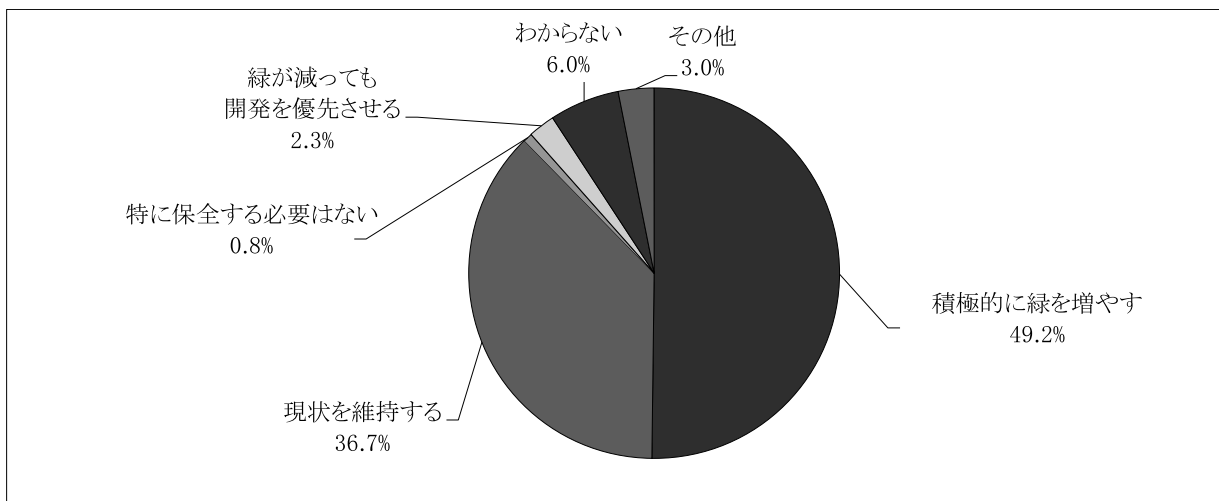
回答からは、花や植物がある自然的な公園や、長い時間を過ごせる、または、日常利用できる公園を求めるとともに、防災機能を重視する傾向もうかがえます。



## (5) 久喜市の緑の環境づくりについて

### ①今後の緑

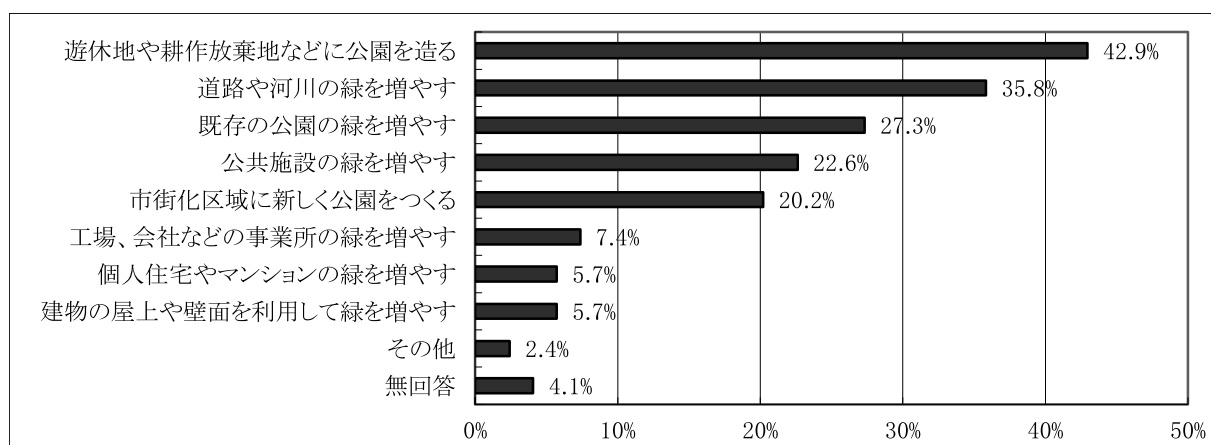
「今後、久喜市の緑についてどうすべきだと思いますか」の設問では、「積極的に緑を増やす」の回答が最も多く 49.2%とほぼ半数を占めました。次いで「現状を維持する (36.7%)」が多くなっています。地域の緑化は重要なことから、「積極的に緑をふやす」が多くなるよう、より積極的な普及啓発が必要だと考えられます。



### ②緑を増やすのに効果的な場所

「今後、久喜市内に緑を増やそうとする場合に、効果的だと思われる場所はどこだと思いますか」の設問では、「遊休地や耕作放棄地などに公園を造る」が最も多く 42.9%です。次いで「道路や河川の緑を増やす (35.8%)」、「既存の公園の緑を増やす (27.3%)」、「公共施設の緑を増やす (22.6%)」の順となっています。

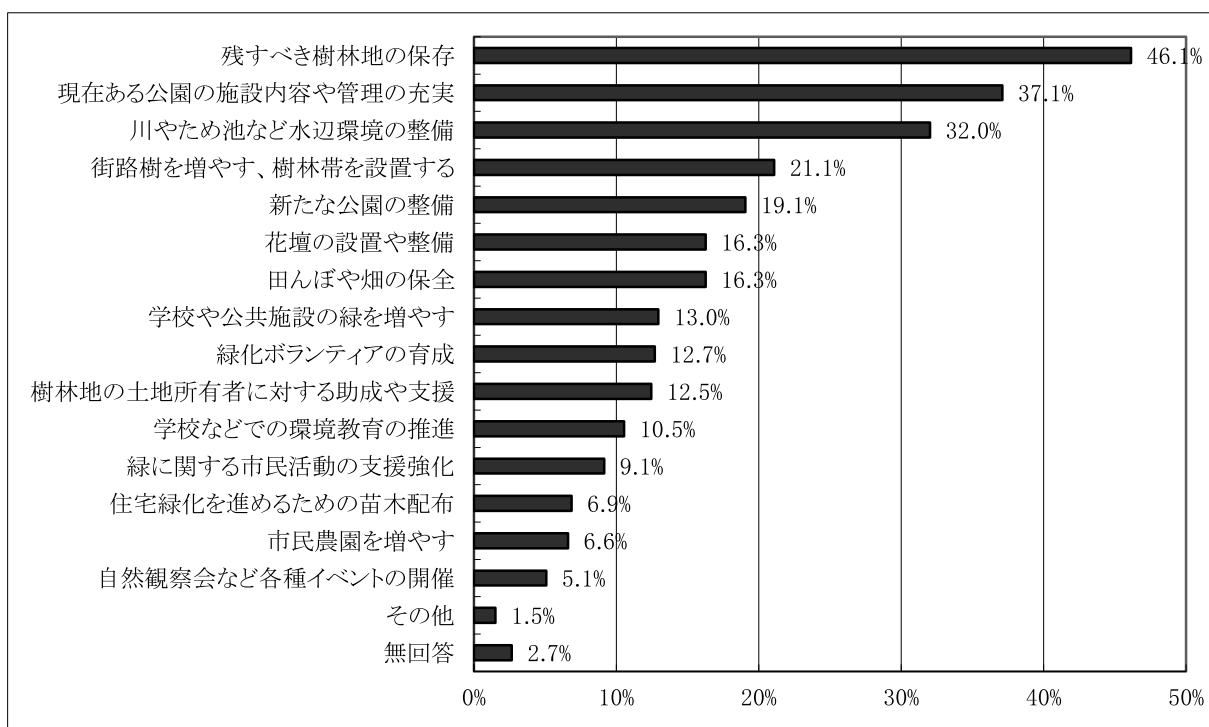
遊休地や耕作放棄地の活用を求めている傾向がうかがわれます。



### ③力を入れること

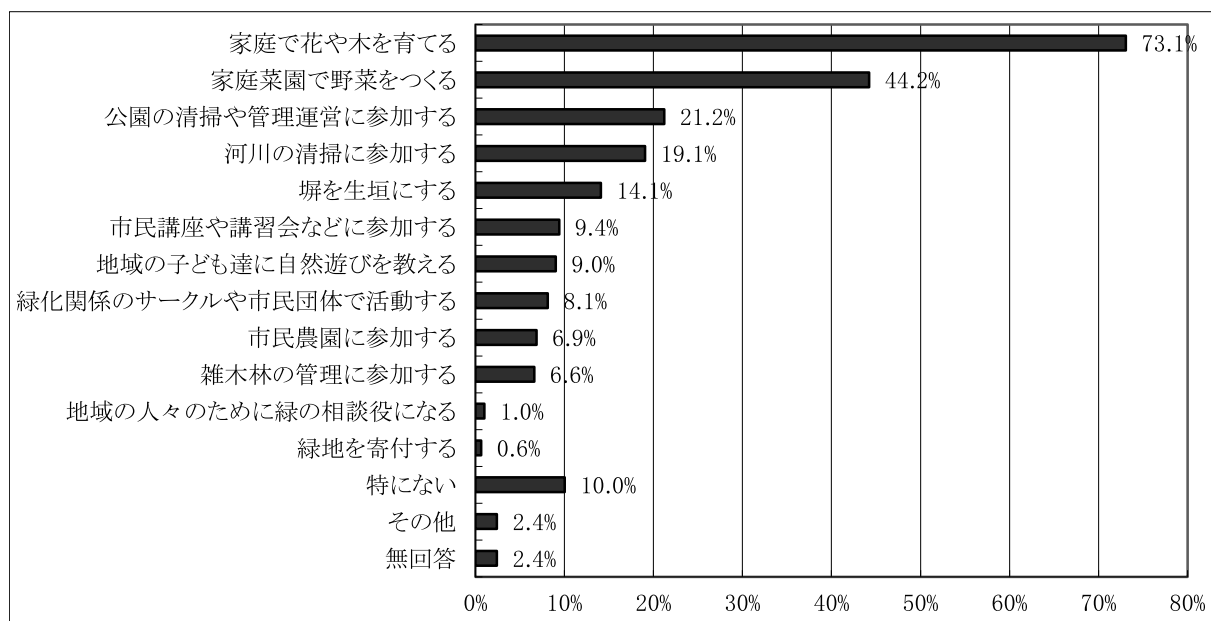
「緑を守り育てていくために、今後、久喜市では、どのようなことに力を入れてほしいと思いますか」の設問では、「残すべき樹林地の保存」が最も回答が多く46.1%です。次いで「現在ある公園の施設内容や管理の充実（37.1%）」、「川やため池など水辺環境の整備（32.0%）」の順となっています。

樹林地の保存と公園の充実が4割前後と高く、水辺環境の整備が3割であり、新しく公園や花壇などを整備するよりも、今ある樹林地、公園、水辺などを大切にしたいとする傾向がうかがわれます。



#### ④参加意向

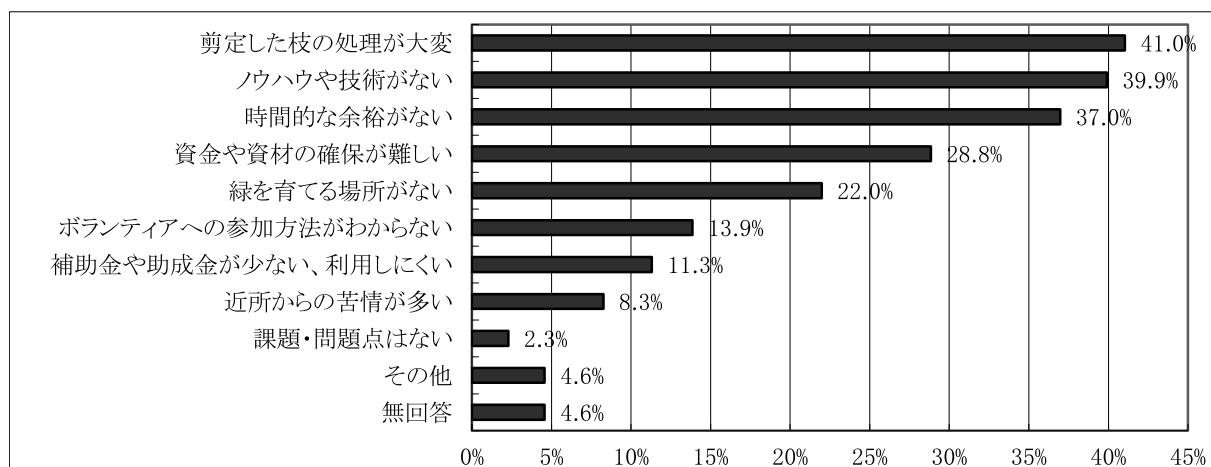
「緑豊かなまちづくりのために、あなたはどのようなことなら参加できますか」の設問では、「家庭で花や木を育てる」の回答が最も多く 73.1%と 7 割を超えています。次いで、「家庭菜園で野菜を作る (44.2%)」が高率ですが、その他の回答は概ね 20%以下であり、普及啓発の必要性がうかがわれます。



#### ⑤問題点や課題

「市民が緑を育てていくにあたって、課題や問題点は何だと思いますか」との設問では、「剪定した枝の処理が大変 (41.0%)」の回答が最も多く、次いで「ノウハウや技術がない (39.9%)」、「時間的な余裕がない (37.0%)」、「資金や資材の確保が難しい (28.8%)」の順となっています。

上位 2 件は、緑の管理に関するものであり、家庭内でできる剪定枝葉の処理方法や、庭木などの管理の仕方についての知識や技術の向上などへのニーズがあることがうかがわれます。

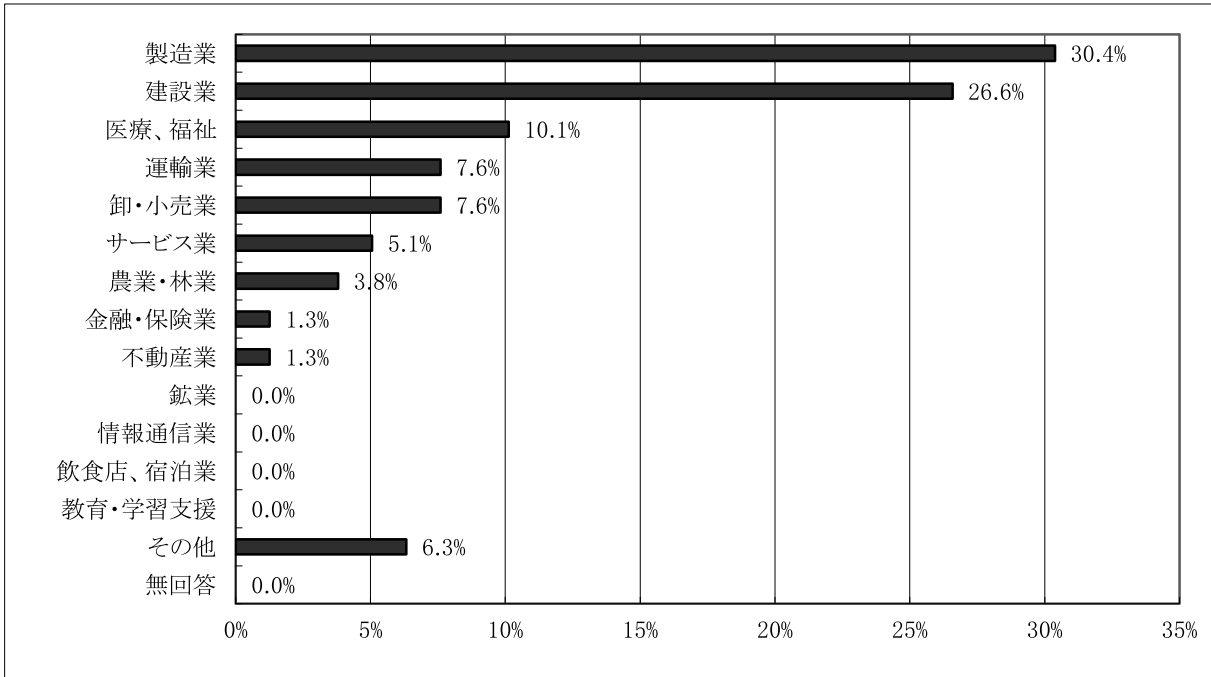


### 3 事業者アンケートの概要

#### (1) 回答者の属性

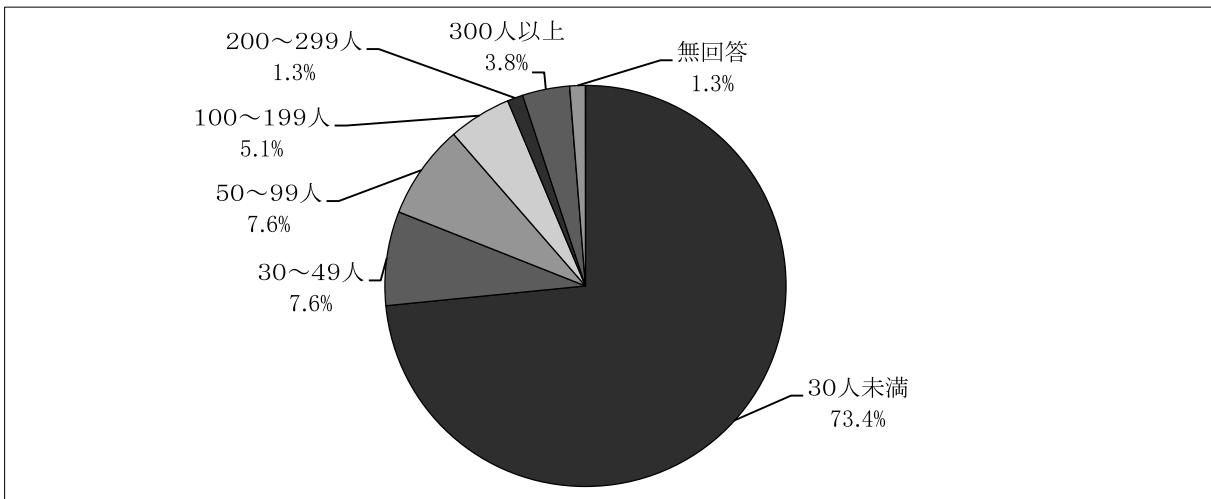
##### ①業種

事業者の業種は、「製造業」が最も多く 30.4%で、次いで「建設業 (26.6%)」、「医療・福祉 (10.1%)」の順となっています。



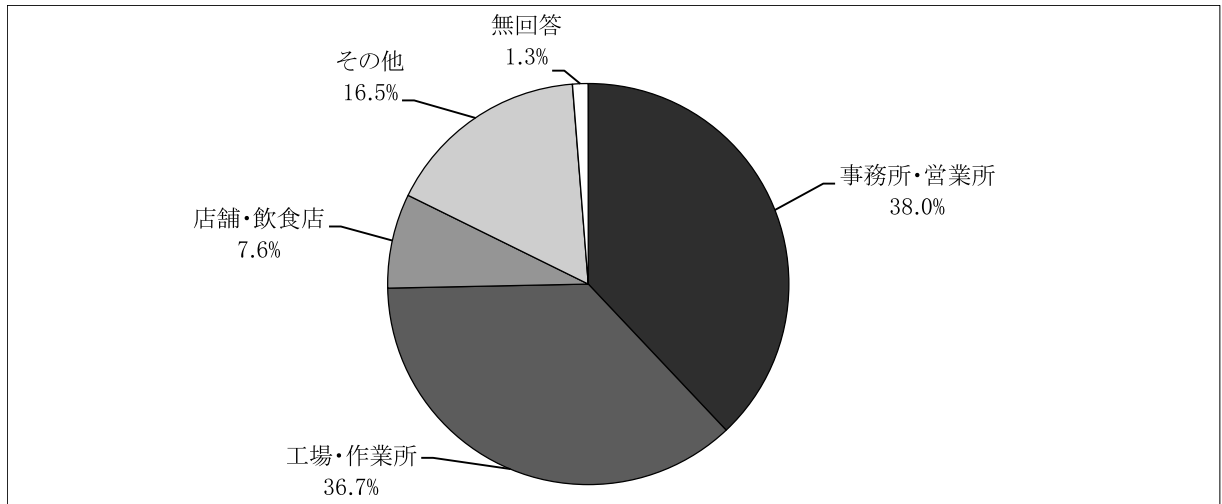
##### ②従業員数

事業者の従業員数は、「30人未満」が最も多く、全体の7割以上を占めています。



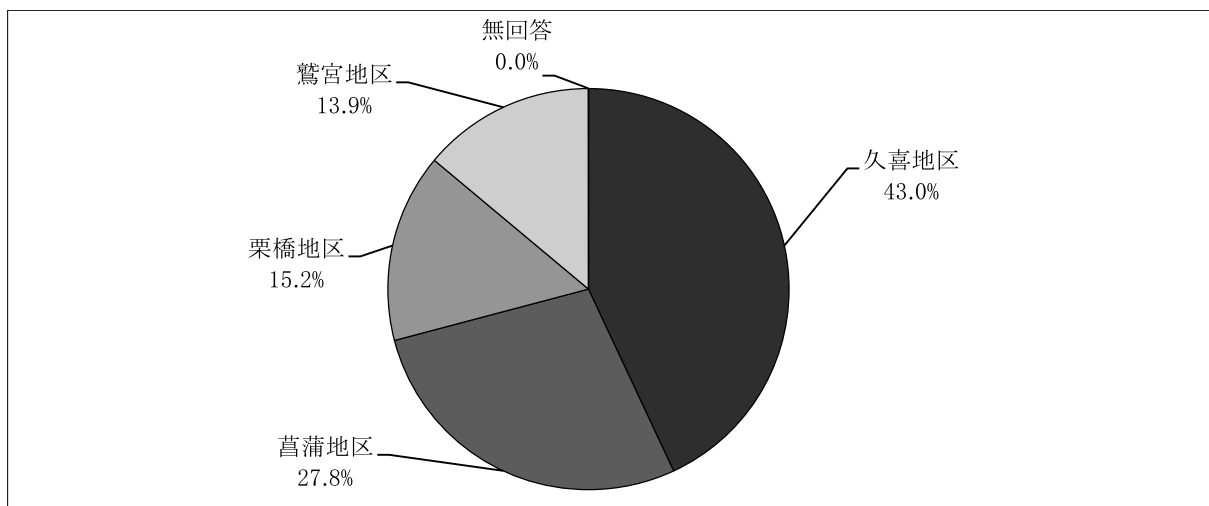
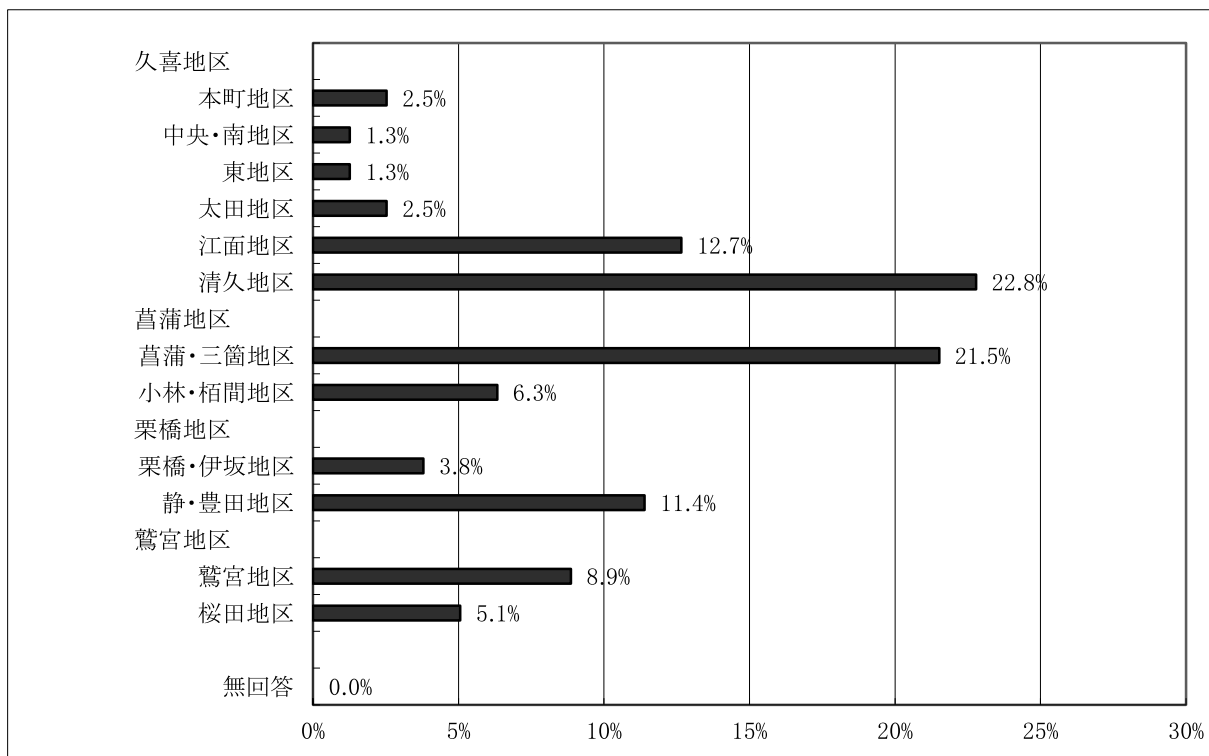
### ③事業所形態

事業者の事業所形態は、「事務所・営業所」が最も多く 38.0%、次いで「工場・作業所（36.7%）」、「店舗・飲食店（7.6%）」の順となっています。



#### ④事業所地区

事業者の事務所地区は、「清久地区」が最も多く 22.8%で、次いで「菖蒲・三箇地区（21.5%）」、「江面地区（12.7%）」、「静・豊田地区（11.4%）」の順となっています。

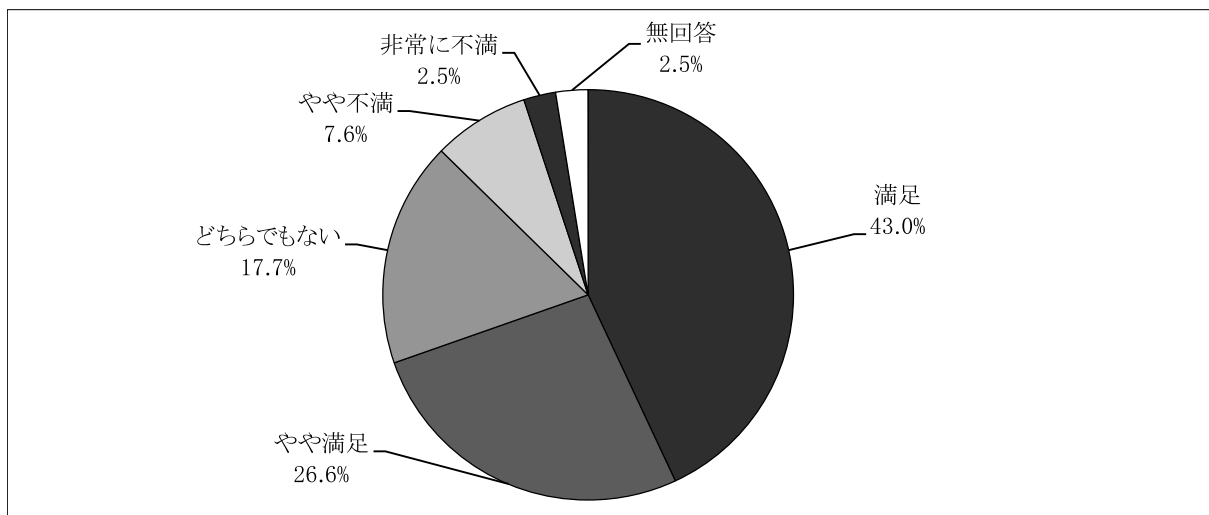




## (2) 久喜市の緑に関することについて

### ①緑の満足度

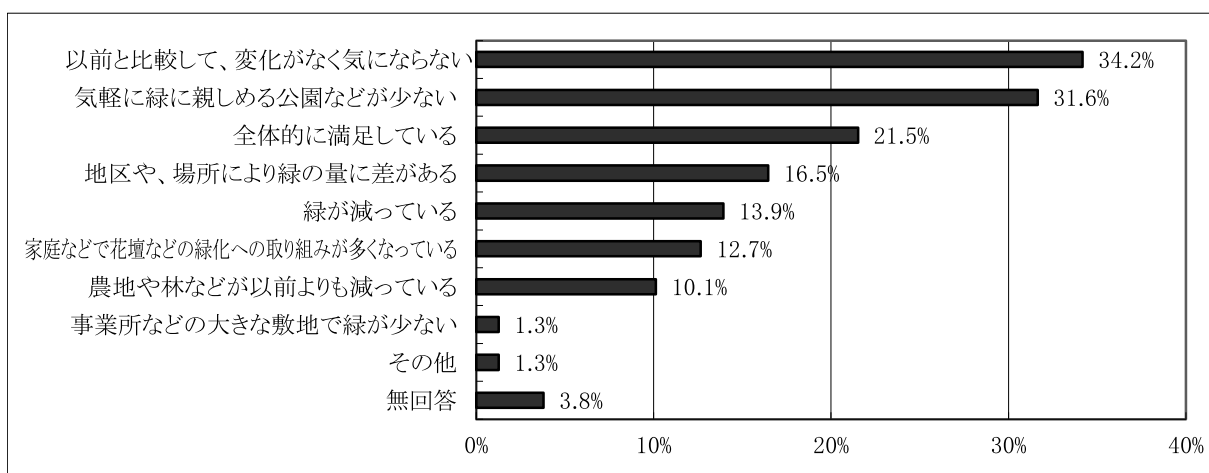
「あなたの事業所周辺の緑に満足していますか」という設問では、「満足 (43.0%)」という回答が最も多く、「やや満足 (26.6%)」と合わせると全体の約7割を占めており、満足と感じている回答者が多くなっています。



### ②事業所周辺の緑の印象

「あなたの事業所周辺の緑についてどのような印象をお持ちですか」という設問では、「以前と比較して、変化がなく気にならない」という回答が 34.2%で最も多く、次いで「気軽に緑に親しめる公園などが少ない (31.6%)」、「全体的に満足している (21.5%)」の順となっています。

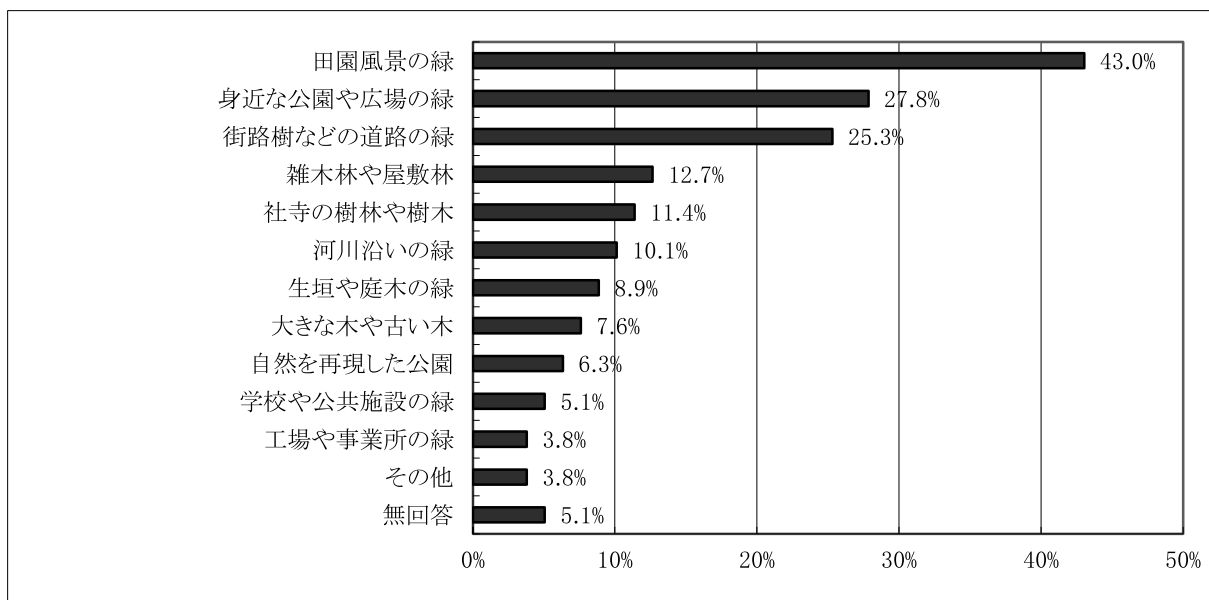
「以前と比較して、変化がなく気にならない (34.2%)」と「全体的に満足している (21.5%)」の割合が高く、全体的には、気にならないか、満足感が高いことがうかがわれます。また、身近に屋外で憩える公園を求める声が多いこともうかがわれます。



### ③気に入っているところ

「久喜市の緑で気に入っているところ」として、「田園風景の緑」が最も多く43.0%で、次いで「身近な公園や広場の緑（27.8%）」、「街路樹などの道路の緑（25.3%）」の順となっています。

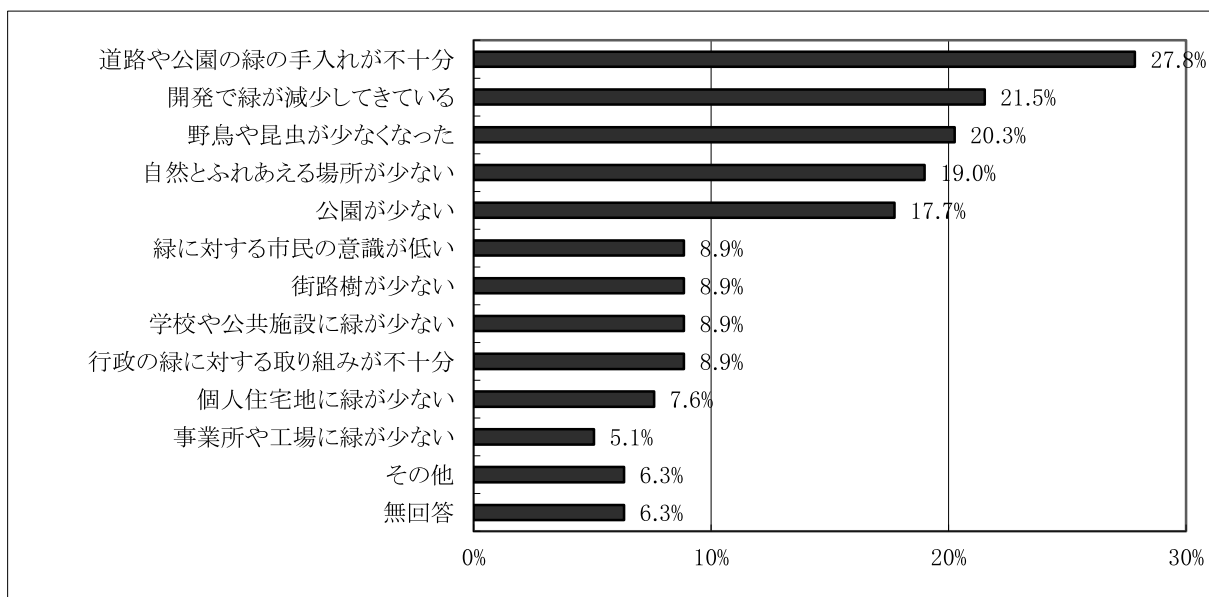
上位3項目は、市民アンケートと同じ項目です。市民アンケートでは「河川沿いの緑」が第4位でしたが、事業者アンケートでは第6位となっており、どちらかといえば樹木・樹林を上位にあげる回答者が多い傾向がうかがわれます。



### ④緑で不満なところ

「久喜市の緑で不満なところ」として、「道路や公園の緑の手入れが不十分」が最も多く27.8%で、次いで「開発で緑が減少してきている（21.5%）」、「野鳥や昆虫が少なくなった（20.3%）」の順となっています。

また、事業者対象のアンケートのためか、「道路や公園の緑の手入れが不十分」といった公共空間への不満が多くなっています。

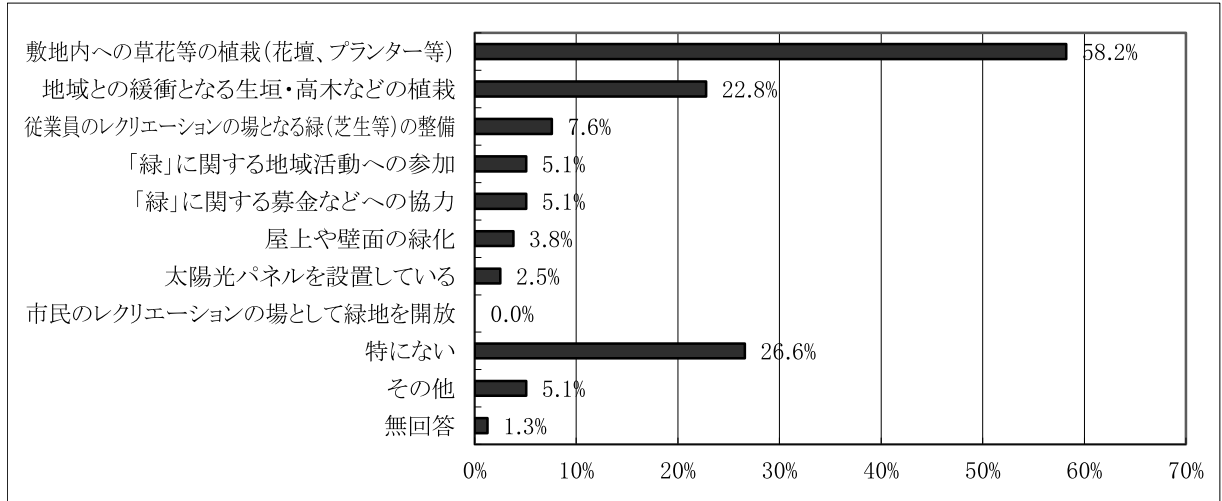


### (3) 事業所の緑化に対する取組みについて

#### ①緑化の取組み

事業所の緑化の取組みは、「敷地内への草花等の植栽（花壇、プランター等）」が最も多く 58.2%で、次いで「地域の緩衝となる生垣・高木などの植樹（22.8%）」の順ですが、「特にない」が 26.6%と 1/4 程度を占めています。

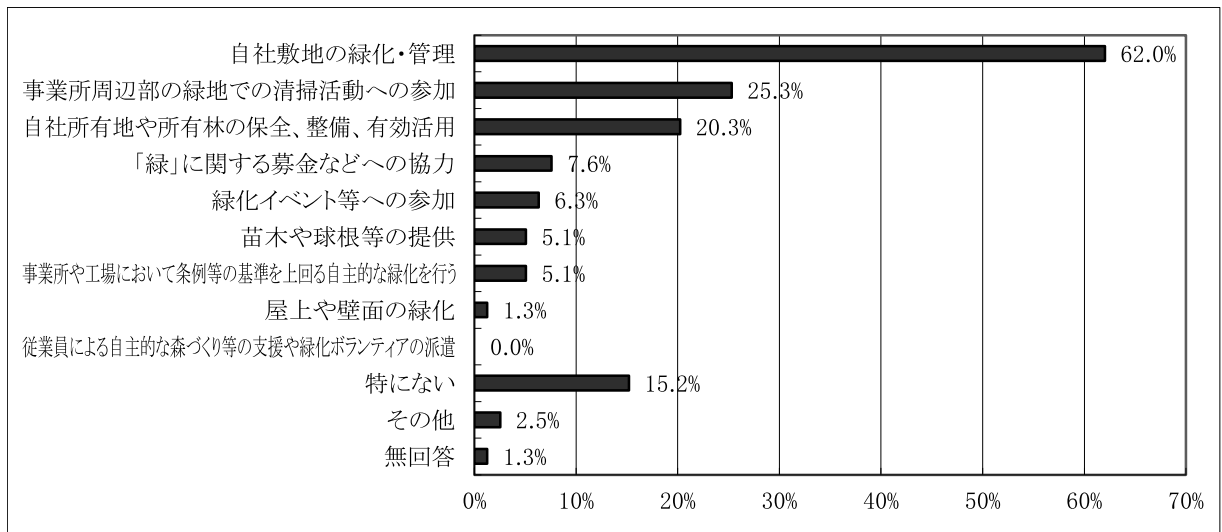
多くの事業者が敷地内の緑化を行っていることがうかがわれます。



#### ②緑豊かなまちづくりへの参加

緑豊かなまちづくりのためにできることとして、「自社敷地の緑化・管理」が最も多く 62.0%であり、回答者の半数以上を占めています。次いで「事業所周辺部の緑地での清掃活動への参加（25.3%）」、「自社所有地や所有林の保全、整備、有効活用（20.3%）」の順となっています。

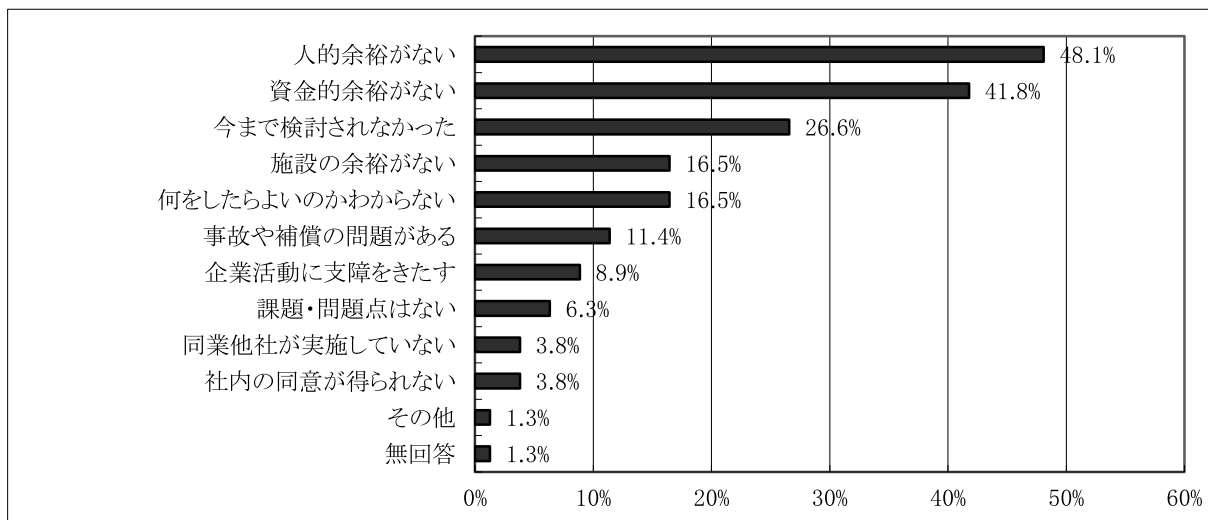
緑豊かなまちづくりへの参加では、「自社敷地の緑化・管理」にとどまることから、今後、地域への参加や各種活動への参加についての普及啓発が必要なことがうかがわれます。



### ③緑化など社会貢献活動実施上の課題など

緑化などの社会貢献活動を行うにあたっての課題や問題点として、「人的余裕がない」が最も多く 48.1%であり半数近くを占めています。次いで「資金的余裕がない(41.8%)」、「今まで検討されなかった(26.6%)」、「施設の余裕がない」と「何をしたらよいかわからない」が 16.5%の順となっています。

緑化など社会貢献活動に積極的に参加する意識となるように普及啓発を行い、事業者の意識を変えていくことの必要性がうかがわれます。

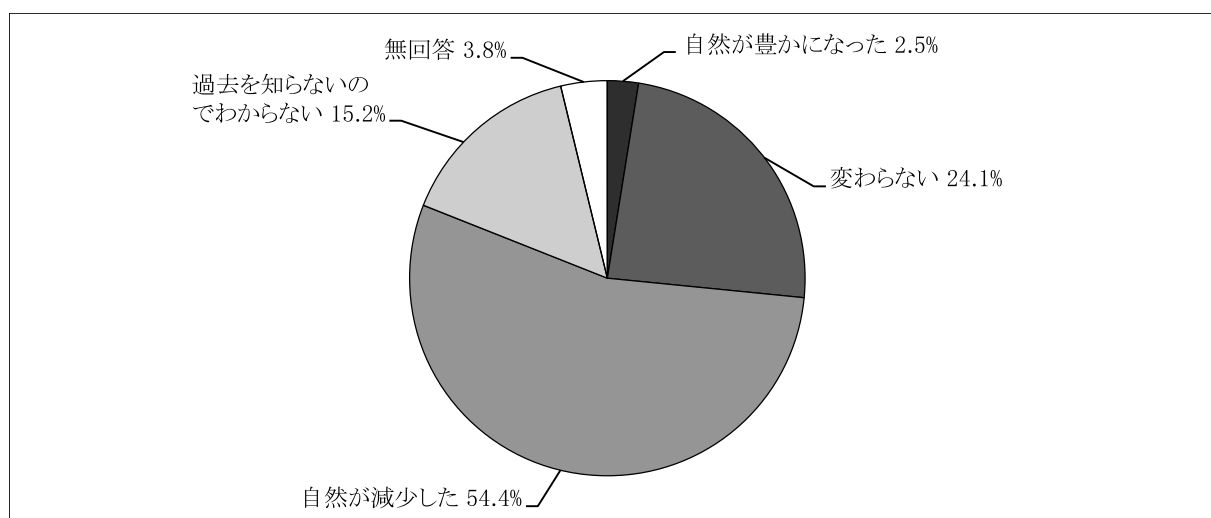


## 久喜市の自然や生物について

### ④自然の変化

久喜市の自然はあなたの知っている過去と比較してどのように変わったかについては、「自然が減少した」が最も多く 54.4%と回答者の半数以上を占めています。次いで、「変わらない (24.1%)」、「過去を知らないのでわからない (15.2%)」の順となっています。

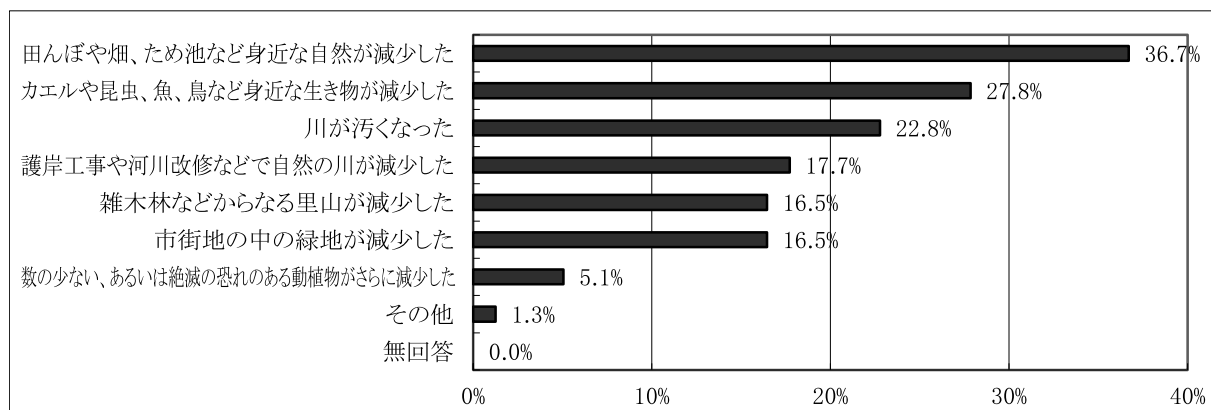
市民アンケートと同じような「過去を知らないのでわからない」と無回答を除くと、「自然が減少した」とする回答者が約 67%になりますが、「自然が豊かになった」と「変わらない」とする回答者の割合の合計が約 33%となり、1/3 程度の人は、自然が減少していないと感じています。この傾向は、市民アンケートとほぼ同じ割合です。



### ⑤どのような自然が減少したか

「自然が減少した」と回答した回答者（回答者数 43）への、「どのような自然が減少したかと思うか」との設問では、「田んぼや畑、ため池など身近な自然が減少した」が最も多く 36.7%であり、次いで「カエルや昆虫、魚、鳥など身近な生物が減少した (27.8%)」、「川が汚くなった (22.8%)」の順となっています。

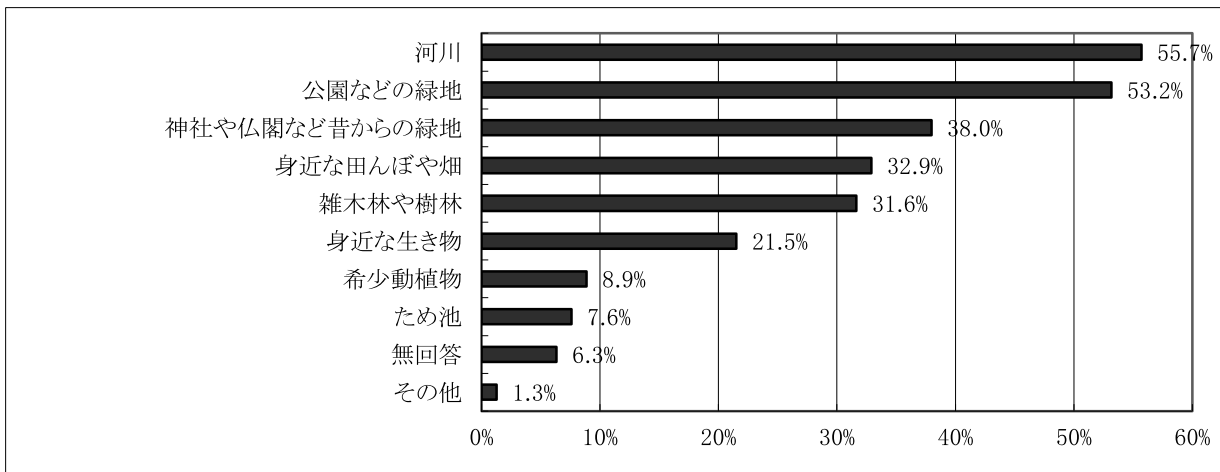
農地やため池などをあげる回答者と、身近な生き物の減少をあげる回答者が 3 割程度と他よりも多く、久喜市の環境の基盤である、ふるさと的な自然の減少への関心が高いことがわかります。この傾向は、市民アンケートとほぼ同じ割合となっています。



### ⑥どのような自然を大切にしたいか

久喜市の大切にしたい自然として、「河川」が最も多く 55.7%と半数を超えています。次いで「公園などの緑地（53.2%）」、「神社や仏閣など昔からの緑地（38.0%）」、「身近な田んぼや畑（32.9%）」、「雑木林や樹林（31.6%）」の順となっています。

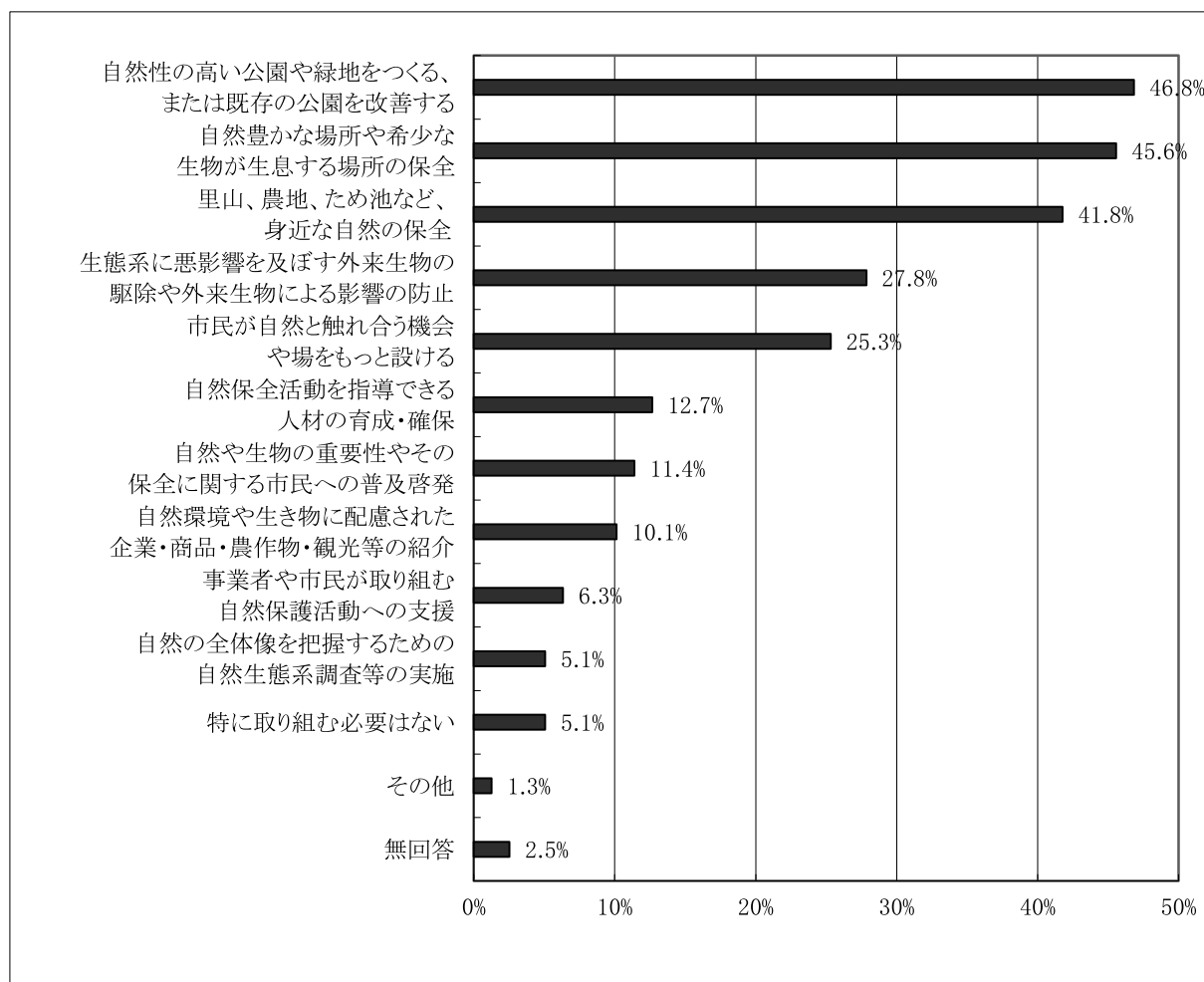
河川、公園の 2 項目が 5 割以上と高く、身近に利用できる空間にある自然を大切にしたいという傾向がうかがわれます。市民アンケートでは神社仏閣が高くなっていますが、事業者アンケートでは、身近に神社仏閣がないことから、大切にしたい自然として挙げる割合が低くなっていると考えられます。



### ⑦行政に期待すること

自然や生物を保全するために行政に期待することとして、「自然性の高い公園や緑地をつくる、または既存の公園を改善する」が最も多く 46.8%で、次いで「自然豊かな場所や希少な生物が生息する場所の保全（45.6%）」、「里山、農地、ため池など、身近な自然の保全（41.8%）」の順となっています。

上位 3 項目の割合が高く、身近に自然的な空間があることを求める傾向が強いことがうかがわれます。

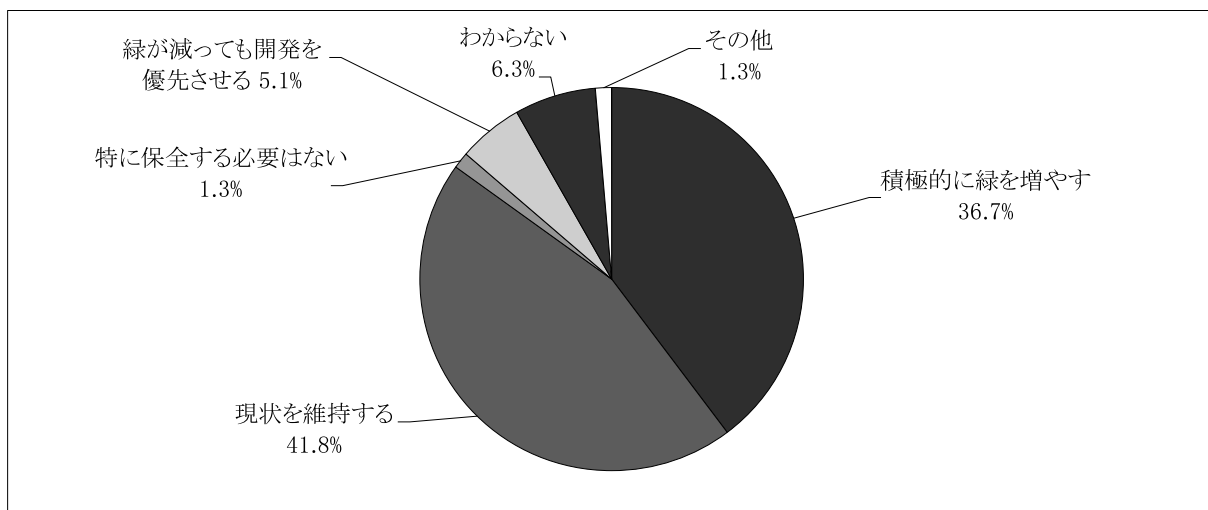


#### (4) 久喜市の緑の環境づくりについて

##### ①今後の緑

今後久喜市の緑についてどうすべきかについては、「現状を維持する」が最も多く41.8%です。次いで「積極的に緑を増やす(36.7%)」の順となっています。

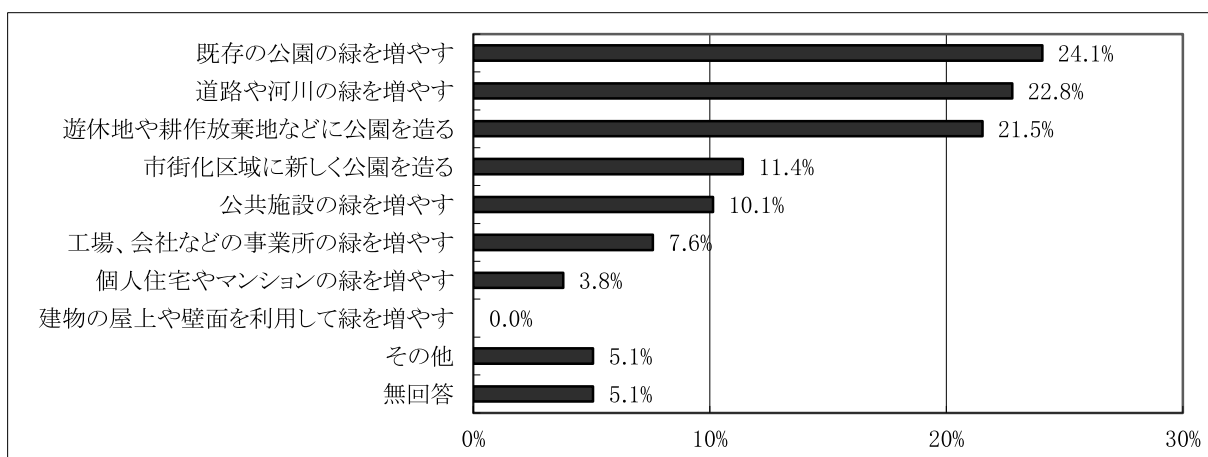
「現状を維持する」4割前後と高くなっています。事業所周辺の緑化は重要なことから、「積極的に緑をふやす」が多くなるよう、より積極的な普及啓発が必要だと考えられます。



##### ②緑を増やすのに効果的な場所

緑を増やそうとする場合に効果的な場所として、「既存の公園の緑を増やす」が最も多く24.1%で、次いで「道路や河川の緑を増やす(22.8%)」、「遊休地や耕作放棄地などに公園を造る(21.5%)」の順となっています。

それぞれ30%を下回り、割合は低くなっていますが、公園、道路、河川といった今ある緑地空間を対象に、緑をふやすことが効果的とする回答者が多くなっています。

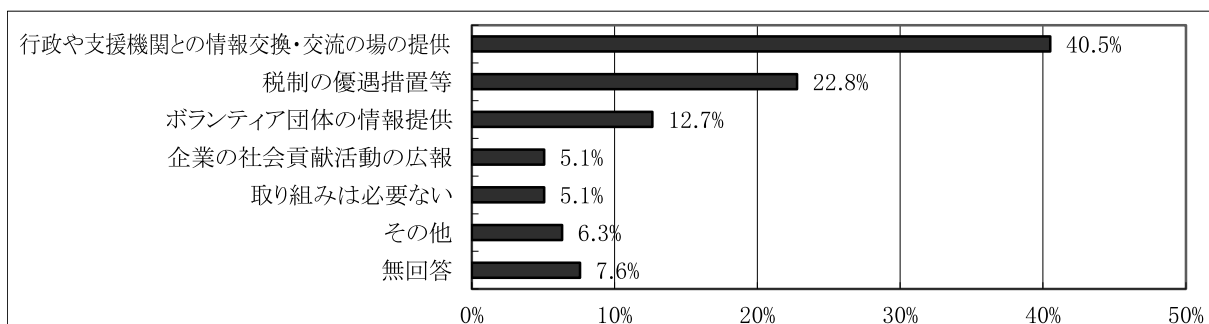




### ③社会貢献活動への行政支援

緑化などの社会貢献活動について行政に必要な取り組みとしては、「行政やボランティア支援機関との情報交換・交流の場の提供」が最も多く 40.5%で、次いで「税制の優遇措置等（22.8%）」、「ボランティア団体の情報提供（12.7%）」の順となっています。

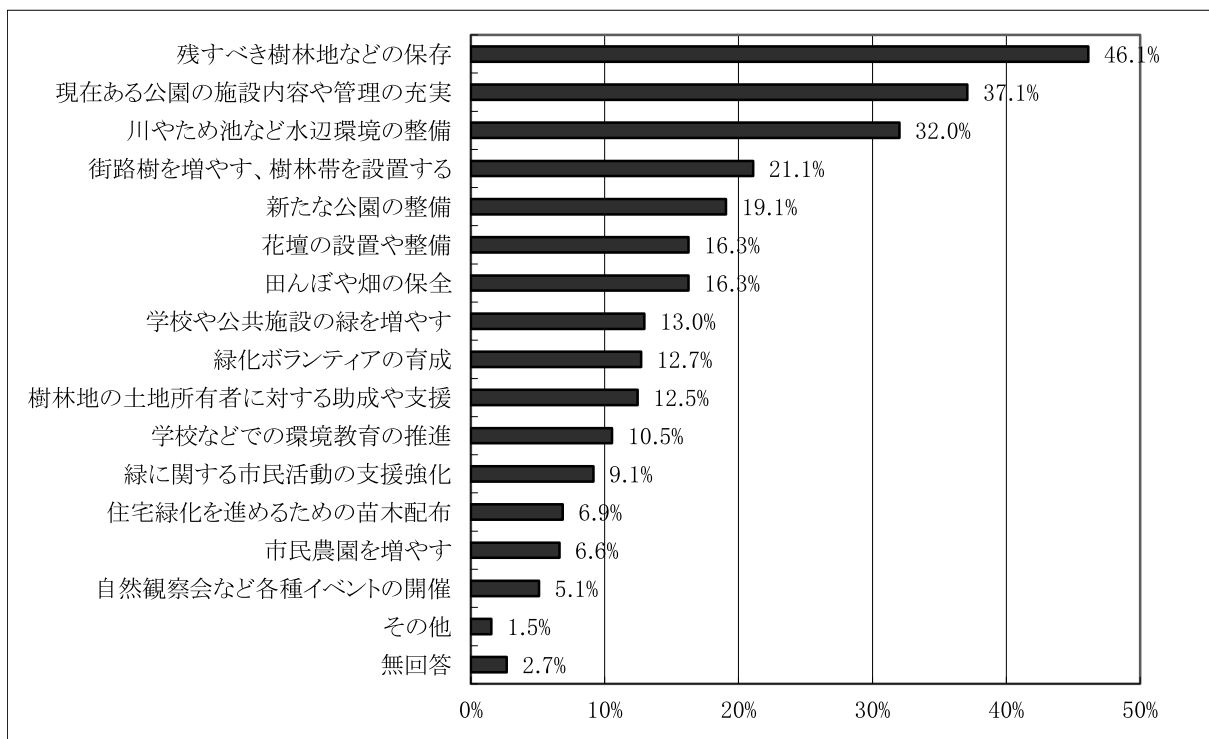
行政やボランティア支援機関との情報交換、交流の場の提供」の割合が高いものの、その他の項目の割合は低くなっています。



### ④力を入れること

緑を守り育てて行くために、今後久喜市で力を入れることとして、「残すべき樹林地などの保存」が最も多く 46.1%で、次いで「現在ある公園の施設内容や管理の充実（37.1%）」、「川やため池など水辺環境の整備（32.0%）」の順となっています。

市民アンケートと同様に、樹林地の保存と公園の充実が 4 割前後と高く、水辺環境の整備が 3 割であり、新しく街路樹や公園などを整備するよりも、今ある樹林地、公園、水辺などを大切にしたいとする傾向がうかがわれます。



## 資料2 策定過程

年月日	内 容
平成 24 年 5 月 23 日 ～ 平成 25 年 3 月 29 日	基礎調査 ・ 緑の実態調査 ・ 動植物分布調査
平成 24 年 11 月 10 日 ～ 11 月 30 日	市民・事業者アンケート
平成 25 年 2 月 1 日 ～ 2 月 28 日	ワークショップメンバー公募
2 月 13 日	久喜市緑化推進調整会議要綱告示
4 月 30 日	第 1 回緑化推進調整会議 ・ (仮称) 久喜市緑の基本計画の策定スケジュールについて ・ 基礎調査結果について
5 月 29 日	第 1 回ワークショップ会議 ・ ワークショップの目的と役割について ・ (仮称) 久喜市緑の基本計画の策定スケジュールについて ・ 緑の基本計画の方向性について
7 月 30 日	久喜市緑化推進調整会議 第 1 回作業部会 ・ 平成 24 年度基礎調査 現地調査概要および平成 25 年度調査速報について ・ 平成 24 年度基礎調査 市民アンケートの概要 ・ 緑の基本計画の方向性について
8 月 27 日	第 2 回ワークショップ会議 ・ 平成 24 年度基礎調査 現地調査概要および平成 25 年度調査速報について ・ 平成 24 年度基礎調査 市民アンケートの概要 ・ 緑の基本計画の方向性について
11 月 20 日	久喜市緑化推進調整会議 第 2 回作業部会 ・ 公園緑地の整備状況・今後の方針(案)について ・ 平成 25 年度現地調査速報について ・ (仮称) 久喜市緑の基本計画の構成(案)について
12 月 17 日	第 3 回ワークショップ会議 ・ (仮称) 久喜市緑の基本計画の公園整備の考え方等について ・ 平成 25 年度現地調査速報について ・ (仮称) 久喜市緑の基本計画の構成(案)について

年月日	内 容
平成 26 年 2 月 28 日	久喜市緑化推進調整会議 第 3 回作業部会 ・水と緑のネットワークなどの方針（案）について
3 月 18 日	第 4 回ワークショップ会議 ・水と緑のネットワークなどの方針（案）について
4 月 22 日	久喜市緑化推進調整会議 第 4 回作業部会 ・（仮称）久喜市緑の基本計画（原案）について
4 月 30 日	第 5 回ワークショップ会議 ・（仮称）久喜市緑の基本計画（原案）について
5 月 19 日	久喜市緑化推進調整会議 第 5 回作業部会 ・（仮称）久喜市緑の基本計画（素案）について
6 月 2 日 ～ 6 月 13 日	庁内意見照会 ・（仮称）久喜市緑の基本計画（案）について
7 月 3 日	第 2 回緑化推進調整会議 ・（仮称）久喜市緑の基本計画（案）について
7 月 17 日	第 6 回ワークショップ会議 ・（仮称）久喜市緑の基本計画（案）について
8 月 11 日 ～ 9 月 11 日	市民意見提出制度（パブリックコメント）による意見募集
9 月 25 日	第 7 回ワークショップ会議 ・パブリックコメント結果報告 ・久喜市緑の基本計画（案）について
10 月 1 日	市民意見提出制度（パブリックコメント）による意見募集の結果公表
10 月 6 日 ～ 10 月 17 日	庁内意見照会 ・久喜市緑の基本計画（案）の最終確認について

### 資料3 ワークショップメンバー名簿

氏 名 (※五十音順)
上 野 武
奥 貫 和 夫
木 薮 和 彦
斉 藤 伸 之
津 田 富喜子
原 恒 司
藤 浪 康 義
宮 川 俊 治
柚 木 貞 雄

## 資料4 久喜市自然環境の保全に関する条例

### 久喜市自然環境の保全に関する条例

平成22年3月23日

条例第175号

#### 目次

- 第1章 総則（第1条—第4条）
- 第2章 自然環境保全地区等（第5条—第9条）
- 第3章 野生生物の保護等（第10条—第12条）
- 第4章 雑則（第13条—第15条）
- 附則

#### 第1章 総則

##### （目的）

第1条 この条例は、自然環境がすべての生命の生存基盤であることを認識し、自然環境の保全について必要な事項を定めることにより、自然環境の保全に関する施策を総合的に推進し、生物多様性の保全を図り、将来の市民にこれを継承できるようにし、もって現在及び将来における市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

##### （市の責務）

第2条 市は、自然環境の保全に関する施策を総合的に策定し、及びこれを実施する責務を有する。

2 市は、市民、事業者及び関係機関と連携を図り、協力して自然環境の保全に努めなければならない。

##### （市民の責務）

第3条 市民は、自然環境の保全が適正になされるよう自ら努めるとともに、市が実施する自然環境の保全に関する施策に協力しなければならない。

##### （事業者の責務）

第4条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、自然環境の保全が適正になされる

よう配慮するとともに、市が実施する自然環境の保全に関する施策に協力しなければならない。

## 第2章 自然環境保全地区等

(自然環境保全地区の指定)

第5条 市長は、次の各号のいずれかに該当する区域のうち、自然的社会的諸条件から見てその区域における自然環境の保全が特に必要なものを自然環境保全地区（以下「保全地区」という。）として指定することができる。

(1) 良好な自然環境を有する樹林、河川、池沼、湿地等の所在する地域であって、保全することが必要であると認める区域

(2) 野生生物の生息地（渡来地及び繁殖地を含む。）又は生育地であって、当該野生生物の保護又は繁殖を図るために保全することが必要であると認める区域

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる区域は、保全地区の区域に含まれないものとする。

(1) 自然公園法（昭和32年法律第161号）第2条第1号に規定する自然公園の区域

(2) 自然環境保全法（昭和47年法律第85号）第14条第1項の規定により指定された原生自然環境保全地域及び同法第22条第1項の規定により指定された自然環境保全地域

(3) 埼玉県自然環境保全条例（昭和49年埼玉県条例第4号）第14条第1項の規定により指定された県自然環境保全地域

(4) 埼玉県希少野生動植物の種の保護に関する条例（平成12年埼玉県条例第11号）第19条第1項の規定により指定された希少野生動植物保護区

(保全地区の指定の手続)

第6条 市長は、保全地区を指定しようとするときは、あらかじめ、指定をしようとする区域内の土地所有者及び占有者の同意を得なければならない。

2 市長は、前項の規定による同意を得て保全地区の指定をしようとするときは、あらかじめ、久喜市環境審議会（以下「審議会」という。）の意見を聴かななければならない。

3 市長は、保全地区の指定をしようとするときは、あらかじめ、規則で定めるところにより、その旨を告示し、その案を当該告示の日から2週間縦覧に供しなければならない。

い。

- 4 前項の規定による告示があったときは、当該区域に係る住民及び利害関係人は、同項の規定による縦覧期間満了の日までに、縦覧に供された案について、市長に意見書を提出することができる。
- 5 市長は、前項の規定による意見書の提出があったときは、保全地区を指定する前に当該意見書に係る審議会の意見を聴かなければならない。
- 6 市長は、保全地区を指定する場合には、その旨及びその区域を告示しなければならない。
- 7 保全地区の指定は、前項の規定による告示によってその効力を生ずる。
- 8 前各項の規定は保全地区の区域の拡張について、第1項、第2項及び前2項の規定は保全地区の指定の解除及びその区域の変更（拡張は除く。）について、それぞれ準用する。

（保全地区に係る行為の制限等）

第7条 保全地区内において、次に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ、規則で定めるところにより、市長に届け出なければならない。ただし、当該保全地区に指定された日（区域の変更により新たに保全地区に指定された日を含む。）前に着手している行為又は非常災害のために必要な応急措置として行う行為は、この限りでない。

- (1) 建築物その他の工作物を新築し、改築し、又は増築すること。
- (2) 木竹を伐採すること。
- (3) 土石類を採取すること。
- (4) 水面を埋め立てること。
- (5) 宅地を造成し、土地を開墾し、その他土地の形質を変更すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、自然環境の保全に影響を及ぼすおそれのある行為として規則で定めるもの

- 2 前項の規定による届出をした者は、その届出をした日から起算して30日を経過した後でなければ、その届出に係る行為に着手してはならない。
- 3 市長は、当該保全地区における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれがないと認めるときは、前項に規定する期間を短縮することができる。
- 4 市長は、第1項の規定による届出があった場合において、当該保全地区における自然環境の保全のために必要があると認めるときは、その届出をした者に対して、届出が

あった日から起算して30日以内に限り、当該自然環境の保全のために必要な限度において、その届出に係る行為を禁止し、若しくは制限し、又は必要な措置をとるべき旨を命ずることができる。

- 5 市長は、第1項の規定による届出があった場合において、実地の調査をする必要があるときその他前項の期間内に同項の規定による処分をすることができない合理的な理由があるときは、その理由が存続する間、同項の期間を延長することができる。この場合において、市長は、第1項の規定による届出をした者に対して、前項に規定する期間内に期間を延長する旨及びその理由を通知しなければならない。
- 6 前項の規定により期間を延長された者は、その期間を経過した後でなければ、その届出に係る行為に着手してはならない。
- 7 第1項ただし書に規定する非常災害のために必要な応急措置としての行為を行った者は、遅滞なく市長にその旨を届け出なければならない。
- 8 通常の管理行為又は軽易な行為であって、規則で定めるものについては、第1項及び前項の規定は適用しない。

(中止命令等)

第8条 市長は、保全地区における自然環境の保全のために必要があると認めるときは、前条第1項の規定による届出をせず、同項各号に掲げる行為をした者又は同条第4項の規定による処分に従わない者に対して、その行為の中止を命じ、又は相当の期限を定めて、原状回復を命じ、若しくは原状回復が著しく困難である場合に、これに代わるべき必要な措置をとるべき旨を命ずることができる。

- 2 市長は、規則で定めるところにより、その職員に前項に規定する権限の一部を行わせることができる。
- 3 前項の職員は、その職務を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

(報告及び検査等)

第9条 市長は、保全地区における自然環境の保全のために必要な限度において、第7条第4項の規定による処分を受けた者に対し、当該行為の実施状況その他必要な事項について報告を求め、又はその職員に、当該行為に係る区域内的の土地若しくは建物内に立ち入り、当該行為の実施状況を検査させ、若しくは当該行為の自然環境に及ぼす影響を調査させることができる。



2 前項の職員は、その職務を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

### 第3章 野生生物の保護等

#### (指定希少野生生物種の指定)

第10条 市長は、市内に生息し、又は生育する野生生物の種（亜種又は変種がある種にあっては、その亜種又は変種も含むものとする。以下同じ。）のうち、次の各号のいずれかに該当し、特に保護する必要があると認める種を指定希少野生生物種として指定することができる。

- (1) 種の存続に支障を来す程度にその種の個体の数が著しく少ないもの
- (2) その種の個体の数が著しく減少しつつあるもの
- (3) その種の個体の主要な生息地又は生育地が消滅しつつあるもの
- (4) その種の個体の生息又は生育の環境が著しく悪化しつつあるもの
- (5) 前各号に掲げるもののほか、その種の存続に支障を来す事情があるもの

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる種は、指定希少野生生物種から除くものとする。

- (1) 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）第4条第3項に規定する国内希少野生動植物種及び同法第5条第1項の規定により指定された緊急指定種
- (2) 埼玉県希少野生動植物の種の保護に関する条例第2条第2項に規定する県内希少野生動植物種

3 市長は、指定希少野生生物種の指定をしようとするときは、あらかじめ、審議会の意見を聴くとともに、当該指定をした場合はその旨を告示しなければならない。

4 指定希少野生生物種の指定は、前項の規定による告示によってその効力を生ずる。

5 市長は、指定希少野生生物種の個体の生息又は生育の状況の変化その他の事情の変化により指定の必要がなくなつたと認めるとき、又は指定を継続することが適当でないと認めるときは、指定を解除するものとする。

6 第3項及び第4項の規定は、前項の規定による指定の解除について準用する。

#### (捕獲等の制限)

第11条 何人も、指定希少野生生物種の生きている個体（卵及び種子を含む。ただし、飼育し、若しくは栽培している個体又は繁殖させた個体を除く。以下同じ。）の捕獲、

採取、殺傷又は損傷（以下「捕獲等」という。）をしてはならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

- (1) 法令等に基づく場合
- (2) 学術研究又は繁殖の目的で指定希少野生生物種の生きている個体の捕獲等をする場合
- (3) 人の生命又は身体の保護のために必要がある場合
- (4) 人の財産の管理に必要な最小限の行為を行う場合
- (5) 前各号に掲げる場合のほか、市長が特に必要と認める場合

2 前項の規定に違反して捕獲等をされた指定希少野生生物種の個体及びその器官並びにこれらの加工品は、所持し、譲渡し、若しくは譲り受け、又は引渡し若しくは引取りをしてはならない。

（侵略的外来種の放逐等の禁止等）

第12条 何人も、市内における地域の在来種を圧迫し、生態系に著しく悪影響を及ぼすおそれのある外来種（以下「侵略的外来種」という。）の個体（卵及び種子を含む。）を放ち、植え、又はまいてはならない。

2 市は、侵略的外来種が市内における在来種又は生態系に及ぼす影響について市民及び事業者の理解が促進されるよう、その情報の提供に努めるものとする。

#### 第4章 雑則

（土地の買入れ）

第13条 市は、自然環境の保全のために特に必要があると認めるときは、保全地区内の土地を買い入れるように努めるものとする。

（国等への要請）

第14条 市長は、自然環境の保全のために必要があると認めるときは、国の機関及び他の地方公共団体の長に対し、必要な措置を講ずるよう要請するものとする。

（委任）

第15条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

## 附 則

### (施行期日)

- 1 この条例は、平成22年3月23日から施行する。

### (経過措置)

- 2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の久喜市自然環境の保全に関する条例（平成21年久喜市条例第7号）の規定によりなされた指定、処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

## 資料5 久喜市自然環境の保全及び奨励金の交付に関する要綱

### 久喜市自然環境の保全及び奨励金の交付に関する要綱

平成23年3月3日

告示第94号

(目的)

第1条 この告示は、久喜市自然環境の保全に関する条例（平成22年久喜市条例第175号）第5条の規定による自然環境保全地区（以下「保全地区」という。）の指定及び保全地区内の土地の所有者等に対して交付する久喜市自然環境の保全奨励金（以下「奨励金」という。）に関し、必要な事項を定め、もって自然環境を保全することを目的とする。

(定義)

第2条 この告示において「所有者等」とは、保全地区内の土地の所有者又は管理者をいう。

(保全地区指定の通知)

第3条 市長は、条例第5条の規定により保全地区の指定をしたときは、所有者等に対して自然環境保全地区指定通知書（様式第1号）により通知するものとする。

(保全地区指定の承諾)

第4条 所有者等は、前条の指定の通知を受けたときは、速やかに自然環境保全地区指定承諾書（様式第2号）を市長に提出するものとする。

(所有者等の変更)

第5条 所有者等は、第3条の規定により指定を受けた保全地区の所有者等の変更が生じた場合は、自然環境保全地区所有者等変更届（様式第3号）を市長に提出するものとする。

2 前条の規定は、前項の規定による変更が生じた場合に準ずる。この場合において同条中「前条の指定の通知を受けたときは、」とあるのは、「次条に規定する自然環境保全地区所有者等変更届（様式第3号）を提出したときは、」と読み替えるものとする。

(奨励金の交付)

第6条 市長は、条例第5条の規定により保全地区の指定をしたときは、当該所有者等に奨励金を交付するものとし、その額は、別表に掲げる基準額の範囲内において市長が定める額とする。

2 市長は、所有者等に対し、前項で定める当該年度の奨励金の交付額について、自然環境保全地区奨励金交付決定通知書（様式第4号）により通知するものとする。

3 前項の規定にかかわらず、所有者等の土地に久喜市樹木及び樹林の保存並びに奨励金の交付に関する要綱（平成23年久喜市告示第190号）第9条の規定により奨励金が交付されている樹木等がある場合は、当該土地に対する奨励金は交付しない。

(指定の解除)

第7条 所有者等は、保全地区指定の解除を受けようとする場合は、自然環境保全地区指定解除願書（様式第5号）により、市長に提出するものとする。

2 前項の規定により保全地区指定の解除を行った場合は、市長は所有者等に対し、その旨を自然環境保全地区指定解除通知書（様式第6号）により通知するものとする。

(交付決定の取消し及び奨励金の返還)

第8条 市長は、次のいずれかに該当する事由が生じた場合は、第6条の規定による奨励金の交付決定を取消し、既に交付した奨励金の全部又は一部の返還を命ずることができるものとする。

(1) 自然環境保全地区が解除されたとき。

(2) 第6条の規定による奨励金の交付決定を受けたものが、これに基づく市長の指導、助言、勧告若しくは命令に違反し、又は奨励金の交付の目的に著しく反する行為をしたとき。

(台帳)

第9条 市長は、指定した保全地区に関する台帳を作成し、それを保管しなければならない。

(その他)

第10条 この告示に定めるもののほか、自然環境の保全及び奨励金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成23年4月1日から施行する。

別表（第6条関係）

交付対象者	年間交付基準額	月割交付基準額
所有者又は管理者	(1) 固定資産税相当額 (2) 指定した地区内の土地の地積1m <sup>2</sup> あたり9円を乗じて得た額	$\{ (1) + (2) \} \div 12 \times$ 当該年度の指定月数

備考

- (1) 奨励金の交付基準額は「年間交付基準額」の欄に定める額とする。また年度途中において保全地区の指定又は解除がされた場合の交付基準額は、「月割交付基準額」の欄に定める額とする。
- (2) 「年間交付基準額」の欄において、「固定資産税」とは、当該年度の課税額を指すものとする。この場合において固定資産税が非課税の場合は、「固定資産税」は0円として計算する。
- (3) 「月割交付基準額」の欄の(1)及び(2)の符号は、それぞれ対応する「年間交付基準額」の欄に定める金額を示す。また、「当該年度の指定月数」とは、当該年度における指定した月数をいい、その月数には、指定された日の属する月を含み、指定が解除された日の属する月は含まない。
- (4) 「年間交付基準額」及び「月割交付基準額」の欄において算出された交付基準額が1円未満の場合は、これを切り捨てる。

## 資料6 久喜市樹木及び樹林の保存並びに奨励金の交付に関する要綱

### 久喜市樹木及び樹林の保存並びに奨励金の交付に関する要綱

平成22年3月23日

告示第190号

(目的)

第1条 この告示は、樹木及び樹林（以下「樹木等」という。）の指定及びその適切な維持管理を図るための奨励金の交付に関し必要な事項を定め、もって緑豊かな住みよい環境づくりに寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この告示において「所有者等」とは、樹木等の所有者又は管理者をいう。

(市長の責務)

第3条 市長は、第1条に定める目的を達成するため必要な施策を行うものとする。

(所有者等の責務)

第4条 所有者等は、当該樹木等の適切な維持管理に努めなければならない。

(樹木等の指定)

第5条 市長は、良好な自然環境を保全するために、特に必要と認めるときは、別表に定める指定基準により、保存すべき樹木等を当該所有者等と協議の上指定することができる。

2 市長は、前項の指定をしたときは、その旨を所有者等に保存樹木・樹林指定通知書（様式第1号）により通知するものとする。

3 第1項の規定は、次に掲げる樹木等については適用しない。

(1) 文化財保護法（昭和25年法律第214号）第109条第1項及び第110条第1項の規定により指定されている樹木等

(2) 埼玉県文化財保護条例（昭和30年埼玉県条例第46号）第31条第1項の規定により指定されている樹木等

(3) ふるさと埼玉の緑を守る条例（昭和54年埼玉県条例第10号）第8条及び第11条の規定により指定されている樹木等

(4) 久喜市文化財保護条例（平成22年久喜市条例第106号）第5条第1項の規定により指定されている樹木等

(5) 国又は他の地方団体の所有若しくは管理に係る樹木等

(指定の承諾)

第6条 所有者等は、前条第2項の指定の通知を受けたときは、速やかに保存樹木・樹林指定承諾書(様式第2号)を市長に提出するものとする。

(標識の設置)

第7条 市長は、樹木等の指定をしたときは、樹木については様式第3号、樹林については様式第4号の標識を設置するものとする。

(伐採等の届出)

第8条 所有者等は、指定された樹木等が滅失し、又は枯死したときは、遅滞なくその旨を保存樹木・樹林・滅失(枯死)届(様式第5号)により市長に届けなければならない。

2 所有者等は、指定された樹木等を伐採し、又は譲渡しようとするときは、あらかじめその旨を保存樹木・樹林伐採(譲渡)届(様式第6号)により市長に届け出なければならない。

(奨励金の交付)

第9条 市長は、第5条の規定により樹木等の指定をしたときは、当該所有者等に奨励金を交付するものとし、その額は、別表に掲げる基準額の範囲以内において市長が定める額とする。

(奨励金の交付申請)

第10条 奨励金の交付を受けようとする所有者等は、奨励金交付申請書(様式第7号)により申請するものとする。

(指導及び助言)

第11条 市長は、所有者等に対し、指定した樹木等の枯死の防止その他の管理について必要な指導及び助言をすることができる。

(指定の解除)

第12条 市長は、指定した樹木等が滅失又は伐採その他により指定の理由が消滅したときは、保存樹木・樹林指定解除通知書(様式第8号)により指定を解除するものとする。

(指定の取消し及び奨励金の返還)

第13条 市長は、次の各号のいずれかに該当する事由が生じた場合は、第5条の規定による指定を取り消し、既に交付した奨励金の全部又は一部の返還を命ずることができるものとする。

(1) 虚偽の申請その他不正手段により指定を受け奨励金の交付を受けたとき。



- (2) 第11条の規定による市長の指導及び助言その他奨励金の交付目的に著しく反する行為をしたとき。

(台帳)

第14条 市長は、指定した樹木等に関する台帳を作成し、これを保管しなければならない。

(その他)

第15条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、平成22年3月23日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行の日の前日までに、合併前の久喜市樹木及び樹林の保存並びに奨励金の交付に関する要綱（平成元年久喜市告示第90号）、菖蒲町保存樹木等管理奨励金交付要綱（平成2年菖蒲町告示第14号）又は鷲宮町樹林地の保存及び奨励金の交付に関する要綱（平成17年鷲宮町告示第62号）の規定によりなされた指定、決定、手続その他の行為は、それぞれこの告示の相当規定によりなされたものとみなす。

別表（第5条、第9条関係）

指定基準

1 樹木

その樹木が健全で、かつ、樹容が美観上すぐれ、地域住民に親しまれており、次の要件を具備するもの

- ア 1.2メートルの高さにおける幹の周囲が、1.5メートル以上であり、樹木の高さが15.0メートル以上あること。

2 樹林

その集団に属する樹木が健全で整然としており、地元住民の心の安らぎとなっており、次の要件を具備するもの

- ア その集団の存する土地の面積が、500平方メートル以上であること。

奨励金の額

区分	交付対象者	交付基準額	年度途中において指定・変更・解除の場合
樹木	所有者又は管理者	1本当たり（年額） 1,800円	
樹林	所有者又は管理者	地積に応じ 地積平方メートル当たり8円を乗じた額（年額）	$(1 / 12) \times$ 当該年度の指定（植栽管理）月数

備考 第5条の規定による樹木等の指定に当たり、樹木及び樹林双方の基準を満たしている場合は、それぞれの奨励金を交付するものとする。

## 資料7 久喜市生垣設置奨励金交付要綱

### 久喜市生垣設置奨励金交付要綱

平成22年3月23日

告示第191号

改正 平成22年6月29日告示第387号

#### (目的)

第1条 この告示は、市民に生垣設置を奨励するため、久喜市生垣設置奨励金（以下「奨励金」という。）を交付し、もって久喜市の緑化の推進及び災害防止に寄与することを目的とする。

#### (交付対象)

第2条 奨励金の交付を受けることのできる者は、市内で住宅、店舗、工場及び事務所等の用に供している土地に所有権又は借地権を有し、次に掲げる要件を備えた生垣を新たに設置する者とする。ただし、販売することを目的として所有し、又は使用している用地に生垣を設置する場合は、この限りでない。

- (1) 生垣は、一般の通行の用に供されていると認められる道路に面しており、かつ、その長さが3メートル以上であること。
- (2) 生垣の高さが、地上1メートル以上であり、かつ、植栽本数が1メートル当たり2本以上であること。
- (3) 生垣の前面の構造物の素材が石、コンクリート、ブロック又はトタンの場合は、構造物の地上高が宅地盤面から0.6メートル以下であること。
- (4) 盛土をして生垣を設置する場合の盛土の地上高が0.7メートル以下であり、かつ、生垣の前面には構造物がないこと。
- (5) 角地では、角切りがしてあること。
- (6) 生垣に使用する樹種は、久喜市の推奨するものであること。

#### (奨励金の額)

第3条 生垣の長さ1メートル当たりの奨励金の額は、1メートル当たりに要した経費が5,000円以上の場合は2,500円とし、5,000円未満の場合は要した経費の2分の1に相当する額とする。ただし、1メートル当たりの奨励金の額が1,000円未

満の場合は1,000円とする。

- 2 奨励金の限度額は、生垣の長さが20メートル未満の場合は5万円、20メートル以上25メートル未満の場合は6万円、25メートル以上の場合は7万円とする。

(奨励金の交付申請)

第4条 奨励金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、生垣設置奨励金交付申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

(奨励金の交付決定)

第5条 市長は、前条に規定する奨励金の交付の申請を受理したときは、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて行う実地調査等を行い、速やかに奨励金の交付の可否を決定するものとする。

- 2 市長は、前項の場合において、適正な交付を行うため必要があるときは、奨励金の交付申請に係る事項に修正を加えて交付の決定をすることができる。

(決定の通知)

第6条 市長は、前条第1項に規定する奨励金の交付の決定をしたときは、速やかにその決定の内容を申請者に対し、生垣設置奨励金交付決定通知書（様式第2号）により通知するものとする。

(計画変更等の承認)

第7条 申請者は、生垣設置の計画を変更しようとするとき、又は生垣設置を中止しようとするときは、遅滞なく生垣設置計画変更・中止申請書（様式第3号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

- 2 市長は、前項の申請書の提出があった場合は、交付の決定を取り消し、又は変更することができる。

(完了報告)

第8条 申請者は、奨励金の交付の対象となった生垣の設置を完了したときは、速やかに生垣設置完了報告書（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

(奨励金の確定及び通知)

第9条 市長は、前条に規定する完了報告書を受理したときは、速やかに検査を行い、適当と認めたときは、奨励金を確定し、生垣設置奨励金確定通知書（様式第5号）により申請者に通知するものとする。

(奨励金の請求及び支払)

第10条 申請者は、前条に規定する通知を受けたときは、生垣設置奨励金交付請求書(様式第6号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の請求書を受理したときは、速やかに奨励金を支払うものとする。

(奨励金の返還)

第11条 市長は、奨励金の交付を受けた者に不正があったと認めるときは、既に交付した奨励金の全部又は一部を返還させることができる。

(その他)

第12条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成22年3月23日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の日の前日までに、合併前の久喜市生垣設置奨励金交付要綱(平成2年久喜市告示第72号)の規定によりなされた決定、手続その他の行為は、この告示の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成22年6月29日告示第387号)

この告示は、公布の日から施行する。

## 資料8 久喜市緑の推進員設置要綱

### 久喜市緑の推進員設置要綱

平成22年3月23日

告示第189号

(設置)

第1条 市と市民が協力して緑の保全と緑化を推進していくため、久喜市緑の推進員（以下「緑の推進員」という。）を置く。

(職務及び活動地域)

第2条 緑の推進員は、次に掲げる職務を行うものとする。

- (1) 市の緑に関する計画に掲げる緑づくりの考え方や方針に関する普及啓発を行うこと。
- (2) 市が行う緑化関係行事に積極的に参加し、又は協力すること。
- (3) 公園、道路その他の公共用地に、病虫害の発生を認めたとき又はごみの不法投棄を発見したときは、速やかに市長に報告すること。
- (4) 市が行う緑の保全及び緑化の推進に参考となる意見及び情報の提供を行うこと。

2 緑の推進員の活動地域は、市内全域とする。

(委嘱)

第3条 緑の推進員は、次の各号のいずれにも該当する者のうち、公募に応じてきたものから、市長が委嘱する。

- (1) 市内に居住し、通勤し、又は通学する者
- (2) 緑の保全及び緑化について意欲のある者

2 緑の推進員は、30人以内とする。

(報酬)

第4条 緑の推進員は、無報酬とする。

(任期)

第5条 緑の推進員の任期は、3年とする。

(委嘱の取消し)

第6条 市長は、緑の推進員が次の各号のいずれかに該当する場合は、前条の規定にかかわらず、その委嘱を取り消すものとする。

- (1) 第3条第1項第1号に規定する要件を欠くに至ったとき。
- (2) 緑の推進員を辞退する旨の申出があったとき。
- (3) 緑の推進員としてふさわしくない行為があったとき。

(腕章等の貸与)

第7条 市長は、腕章及び被服（以下「腕章等」という。）を緑の推進員に貸与するものとする。

- 2 緑の推進員は、当該職務の内容に応じ、腕章等を着用するものとする。
- 3 腕章等は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。
- 4 緑の推進員は、その職を失ったときは、直ちに市に腕章等を返却しなければならない。

(資料又は情報の提供)

第8条 市長は、緑の推進員の知識の向上を図るため、緑の保全及び緑化の推進に関する資料又は情報の提供を行うものとする。

(その他)

第9条 この告示に定めるもののほか、緑の推進員に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成22年3月23日から施行する。

## 資料9 久喜市緑化推進調整会議要綱

### 久喜市緑化推進調整会議要綱

平成25年2月13日

告示第41号

改正 平成26年3月31日告示第198号

(設置)

第1条 (仮称)久喜市緑の基本計画(以下「計画」という。)の策定について、必要な調査及び総合的な検討を行うため、久喜市緑化推進調整会議(以下「調整会議」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 調整会議は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 計画の策定についての検討及び進行管理に関すること。
- (2) その他緑化に関する施策の推進に関すること。

(組織)

第3条 調整会議は、会長、副会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、環境経済部長の職にある者をもって充てる。
- 3 副会長は、環境経済部環境課長(以下「環境課長」という。)の職にある者をもって充てる。
- 4 委員は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。

(職務)

第4条 会長は、会務を総理し、調整会議を代表する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 調整会議の会議は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 調整会議の会議は、委員による会議のほか、ワークショップメンバー(市民の意見が反映された内容の計画素案を作成するために、公募により選ばれた市民をいう。)との合同会議とする。



3 会長は、必要があると認めるときは、調整会議の会議に委員以外の者（前項のワークショップメンバーを除く。）の出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

（作業部会）

第6条 計画の策定について必要な調査、研究及び課題の整理をするほか、緑化に関する施策の推進のために必要な事項を協議するため、調整会議に作業部会を置く。

2 作業部会は、部会長、副部会長及び部会員をもって組織する。

3 部会長は環境課長の職にある者を、副部会長は環境経済部環境課（以下「環境課」という。）の環境企画係長をもって充て、部会員は別表職名の欄に掲げる者が所属する課において、緑化推進に関する業務を担当する職員で、当該課の課長の職にある者にそれぞれ推薦されたものとする。

4 部会長は、会務を総理し、作業部会を代表する。

5 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。

6 作業部会の会議は、部会長が招集し、その議長となる。

7 部会長は、緑化に関する施策の推進のため必要があると認めるときは、作業部会の会議に関係者の出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は関係者に必要な資料の提出を求めることができる。

（庶務）

第7条 調整会議及び作業部会の庶務は、環境課において処理する。

（その他）

第8条 この告示に定めるもののほか、調整会議について必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この告示は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成26年3月31日告示第198号）

この告示は、平成26年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

所属	職名
総務部	企画政策課長
財政部	財政課長
環境経済部	農業振興課長
	商工観光課長
	総合支所環境経済課長
福祉部	社会福祉課長
健康増進部	健康医療課長
建設部	建設管理課長
	道路河川課長
	営繕課長
	都市計画課長
	都市整備課長
	建築審査課長
上下水道部	水道施設課長
	下水道施設課長
教育部	教育総務課長
	指導課長
	生涯学習課長

## 資料10 用語の解説

### あ 行

#### いっきゅうかせん 一級河川

河川法によって国土保全上又は国民経済上特に重要な水系で、政令で指定された一級水系のうち国土交通大臣が指定した河川。国土交通省が管理する直轄区間と、都道府県知事に管理を委任した区間がある。他に、一級水系以外で都道府県知事が指定・管理する「二級河川」、市町村長が指定・管理する「準用河川」、「普通河川」がある。

#### いちじひなんぼしょ 一時避難場所

災害時に被害を受け、又は受けるおそれのある市民が一時的に危険を回避する場所並びに近隣住民集団を形成する場所である。主に市の指定する公園や自治会等が任意に選定する自治会集会所、最寄りの公園などがある。

#### うんどうこうえん 運動公園

都市公園法に基づき地方自治体が設置する公園のうち、主として都市住民全般の運動の用に供することを目的とした公園。都市規模に応じて1箇所当たり面積15～75haを標準として配置する。総合公園とともに都市基幹公園に区分される。

#### えぬびーおー NPO

民間非営利団体（Non Profit Organization）。環境や福祉などの社会的活動を継続的、自発的に行う、営利を目的としない団体。

#### えんしょうぼうしたい 延焼防止帯 (えんしょうしゃだんたい 延焼遮断帯)

地震に伴う市街地火災の延焼を阻止する機能を果たす道路、河川、鉄道、公園等の都市施設及びこれらと近接する耐火建築物等により構成される帯状の不燃空間。震災時の避難経路、救援活動時の輸送ネットワークなどの機能も担う。

#### えんどうりよくか 沿道緑化

道路に沿う敷地の境界部分に生垣や花壇などを整備することで、みどりあふれる快適で美しい街並みをつくる取組み。沿道緑化の機能には、景観向上機能、生活環境保全機能、緑陰形成機能、交通安全機能、自然環境保全機能、防災機能がある。大震火災時に安全な避難路を確保するとともに、延焼遮断帯となる防災機能が重視されている。

#### オープンスペース

公園、広場、河川、湖沼、山林、農地等、建物によって覆われていない土地の総称。

## か 行

### がいくこうえん 街区公園

都市公園法に基づき地方自治体が設置する公園で、主として街区（道路のよって区画された一団の宅地等）に居住する住民の利用に供することを目的とする公園。1箇所当たり面積 0.25ha を標準として、街区に居住する住民が容易に利用できるように配置する。住区基幹公園の一区分。

### かはんさきゆう 河畔砂丘

砂床河川の周囲に形成される砂丘をいう。乾燥した砂床があり、飛砂を起こす風が吹くような場所ではどこでも見られる。氾濫原上に風成の砂丘として形成されるものと自然堤防上に飛砂が被覆して形成されるものがある。日本では、木曾川、利根川に分布することが知られている。

### かんきょうがくしゅう 環境学習

市民一人ひとりが環境に配慮した生活・行動をするとともに、社会経済構造そのものを環境にやさしいものへと変えていくために、人間と環境とのかかわりについて理解と認識を深めるための学習。

### きしょうやせいせいぶつ 希少野生生物

日本に生息・生育するが、人為の影響等により存続に支障を来すような状況がみられる種。その保護を図るため「種の保存法（1992年）」に基づいて指定される種を国内希少野生動植物種と呼び、平成 25 年 6 月時点で 89 種が指定されている。

### きょうどしゆ 郷土種

ある地域に従来生息・生育している固有の動植物種をいう（在来種）。外来種、外来生物、帰化植物に対して用いられる。一般的に、自然の回復には気候風土に合っているこれらの種類を用いるのがよいとされている。

### きんりんこうえん 近隣公園

都市公園法に基づき地方自治体が設置する公園で、主として近隣（人口 1 万人程度）に居住する住民の利用に供することを目的とする公園。1箇所当たり 2ha を標準として、近隣に居住する住民が容易に利用できるように配置する。住区基幹公園の一区分。

### こういきこうえん 広域公園

都市公園法に基づき地方自治体が設置する公園で、主として一の市町村の区域を越える広域レクリエーションの需要の充足を目的とする公園。1箇所当たり面積 50ha を標準として配置する。

こうじょうりよつか  
工場緑化

工場の敷地を緑化すること。工場立地法により一定規模以上（敷地面積 9,000 平方メートル以上又は建築面積の合計が 3,000 平方メートル以上）の工場を新設・増設する際は、敷地面積に対し 20% 以上の緑地面積を確保すること、あるいは、緑地を含む環境施設面積を 25%以上確保することが定められている。

## さ 行

### サイン

公共標識。利用者に対して、情報を適切に伝達する機能を有したもので、施設名称等を案内する。地図や総合案内といった掲示板もこれに含まれる。

さとおやせいど  
里親制度

市が管理する道路・水路・公園・緑地などの公共施設を、市民が義務的活動ではなく自らの活動と責任で、市と協働で緑化・美化・清掃活動など管理する制度。久喜市では、道路の里親、公園の管理団体等として活動している。

さんかくすせいいていち  
三角州性低地

緩やかな河川の河口付近などに形成され、河川の上流から流れてきた砂などが堆積する。河口付近の分岐した河川と、海とで囲まれた立地に形成される場合が多く、肥沃な土砂を水田・農地に利用する。

しがいかくいき  
市街化区域

都市計画法に基づき都道府県が定める区域のうち、市街地として積極的に開発・整備すべき区域。また、すでに市街地を形成している区域及び概ね 10 年以内に優先的かつ計画的に市街化を図る区域。

しがいかちょうせいいき  
市街化調整区域

都市計画法に基づき都道府県が定める区域のうち、市街化を抑制すべき区域。農林漁業用の建物や一定規模以上の計画的開発等を除き開発行為は許可されず、また、原則として用途地域は定めないとされ、市街化を促進する都市施設は設けないものとされている。

しせつりょくち  
施設緑地

一定の区域内の土地の権原を取得し、目的に応じて必要な施設を整備して一般に公開する緑地。都市公園、公共施設緑地（児童遊園、運動場やグラウンド、公立学校の植栽地、下水処理施設等の付属緑地、道路環境施設帯等）、民間施設緑地（公開されている私立学校、企業グラウンド、民間の動植物園等）に分けられる。

しぜんしょくせい  
自然植生

自然に成立し、その後も人為の影響を受けていない植生。森林状態のものを自然林、草原状態のものを自然草原あるいは自然草地と呼ぶ。

しぜんりん  
自然林

自然に成立した森林のうち、人為の影響をほとんど受けず、極相林またはそれに近い状態となっている森林。

しっち  
湿地

天然・人工を問わず、淡水または海水で覆われた沼沢地、湿原、泥炭地又は水域。湿地は、水生生物やそれを餌とする鳥類の重要な生息・生育場所として重要であるが、わが国では特に近年の損失が大きい生態系となっていることから、環境省等で経済価値評価が進められている。

じゅうきかんこうえん  
住区基幹公園

都市公園のうち、近隣住区を対象に整備する街区公園、近隣公園、地区公園をいう。主として近隣住区内の住民の安全で快適かつ健康的な生活環境及びレクリエーション、休養のためのスペースを確保し、住民の日常的で身近な利用に供することを目的として配置される基幹的な公園。その機能から街区公園、近隣公園、地区公園に区分される。

せいさんりょくちちく  
生産緑地地区

生産緑地法及び都市計画法に基づき市街化区域内に定められる都市計画の地域地区の一つ。農林漁業との調整を図りつつ、良好な都市環境の形成に資することを目的として、公害または災害の防止等良好な生活環境の確保に相当の効用があり、かつ、公共施設に供する土地として適し、農林漁業の継続が可能な条件を備えている認められる一定規模（500 m<sup>2</sup>）以上の土地の区域を対象とする。土地所有者は、農地等として管理する義務を負い、地区内での建築行為、開発行為については市町村長の許可を必要とする。指定を受けた農地は、固定資産税・都市計画税が、宅地よりも低い一般農地としての評価及び課税となり、相続税（贈与税）の納税猶予制度の適用を受けることができる。

せいいたいけい  
生態系

あるまとまった地域に生活する植物・動物・微生物等すべての生物群集と、その生活に関与する大気・水・土壌・光等無機的環境からなるひとつのシステム。森林・草原・河川・湖沼・海岸等のように自然景観によって区別することができる。

せいいたいきかいろう  
生態的回廊  
(エコロジカル・  
コリドー)

分断された動植物の生息地の森林を、生物が移動できるようにするための空間。生息地が分断されると、地上や樹上を移動する動物や昆虫の移動が妨げられ、繁殖に支障が生じたり、遺伝的多様性が失われるなどの問題が起こりやすくなることから、生態的回廊によってつなぐことで、森林の持つ生物の生息地としての役割や再生産機能を高めることができると考えられている。

せいぶつたようせい  
生物多様性

生物生息空間または生態系における生物の種数及び個体数の多さ。また、生物が分化・分岐してさまざまに異なること。遺伝子の多様性、種の多様性、生態系の多様性の三概念をもつ。

せんじょうちせいてち  
扇状地性低地

扇状地の末端部の地形の総称で扇状地と比べて傾斜が緩い。土質は砂・礫を主体とし、地盤は比較的良好なことが多い。

ぞうきばやし  
雑木林

二次林の中でもスギ・ヒノキ林など用材林を除いた樹林。「武蔵野の雑木林」といわれるように、クヌギ、コナラ、エゴノキ等の薪炭林しんたんりんは雑木林の典型である。

そうごうこうえん  
総合公園

都市公園法に基づき地方自治体が設置する公園のうち、主として都市住民全般の休息、鑑賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする公園。都市規模に応じ1箇所あたり面積10～50haを標準として配置する。運動公園とともに都市基幹公園に区分される。

## た 行

たしぜんがたごがん  
多自然型護岸

河川や用水路の護岸を多様な生きものの生息の場として保全・創造し、あわせて地域景観を創造していくために、石や木竹等の自然材料を使った護岸。

ちいきせいりょくち  
地域制緑地

国または地方公共団体が風致の保護や環境の保全等のため、土地の所有のいかんに関係なく指定する一定の地域。目的の達成のために一定の行為を禁止または制限するが、行政主体はその区域内の土地物件について、必ずしも土地の権原を有することを必要としない。土地所有者の受忍限度内の制限を課す「風致地区」と、制限によって通常被る損失を補償することまでを含めた「特別緑地保全地区」が代表例である

ちきゅうおんだんか  
地球温暖化

人間活動が活発になるにつれて温室効果ガスが大気中に放出され、地球全体の平均気温が上昇する現象のこと。近年、産業の発展や森林の開拓などの人間活動の活発化に伴って温室効果ガスの濃度が上昇し、地球規模での気温上昇が進行している。

ちくけいかく  
地区計画

ある一定のまとまりを持った地区を対象に、安全で快適な街並みの形成や、良好な環境の保全等を目的に、都市計画法に基づいて市町村が都市計画に定めるもの。土地利用、細街路や小公園等の小規模な公共施設の配置及び規模、建築物に関する制限や緩和を計画事項とする。一般型の地区計画のほか、沿道地区計画、防災街区整備地区計画、集落地区計画がある。

ちくこうえん  
地区公園

都市公園法に基づき地方自治体が設置する公園で、主として徒歩圏内に居住する住民の利用に供することを目的とした公園。1箇所当たり面積4haを標準として、徒歩圏内に居住する住民が容易に利用することができるように配置する。住区基幹公園の一区分。

ちゅうせきへいや  
沖積平野

河川の流送土砂が積もって形成される平野。久喜市の北側に位置する中川低地は、洪積世末（約2万年前）の頃、荒川や利根川、渡良瀬川や思川などの大河川が開析した谷に、沖積世（約1万年前）になって東京湾（奥東京湾）が進入し、そのときの堆積物とその後の東京湾後退とともに利根川や荒川が運んだ土砂で作られた。

どうしょくぶつそう  
動植物相

特定の地域に生息する動物・植物の種類組成。動物相はファウナ、植物相はフロラともいう。種名などを記した種のリストで表わされることが多い。日本は亜熱帯と亜寒帯にまたがっているため、多様な動植物相が見られる。



とくていがいらいせいぶつ  
特定外来生物

自然分布域の外から持ち込まれた種を移入種（外来種、外来生物）といい、在来の生物種や生態系に様々な影響を及ぼすことが明らかになっている。移入種（外来種、外来生物）のうち、特に生態系等への被害が認められるものとして、外来生物法（2004年）によって規定された生物を特定外来生物と呼ぶ。

とくべつりょくちほぜんちく  
特別緑地保全地区

都市緑地法により都市計画区域内において、樹林地、草地、水辺地等の地区が単独もしくは周囲と一体となって、良好な自然環境を形成しているもので、以下に該当する緑地を定めたもの。

- 1 無秩序な市街地化の防止や公害または災害の防止等のため必要となるもの。
- 2 伝統的または文化的意義を有するもの。
- 3 風致または景観が優れている地区や動植物の生息・生育地として適正に保全する必要がある、かつ、住民の健全な生活環境を確保するため必要なもの。

この地区においては行為の制限が行われており、一定の行為をしようとする者は、あらかじめ都道府県及び政令指定都市の許可を受けることが必要となる。土地所有者には行為制限にともなう税の減免措置がある。

としかんこうえん  
都市基幹公園

都市公園のうち、都市を対象に整備する総合公園、運動公園をいう。主として都市住民の安全で快適かつ健康的な生活環境及びレクリエーション、休養のためのスペースを確保するために、都市を単位として配置される基幹的な公園。

としこうえん  
都市公園

都市公園法に規定されており、都市計画施設もしくは都市計画区域内に国や都道府県、市町村が設置する、公園または緑地のこと。都市公園は潤いある都市環境の創造、活力ある長寿福祉社会の形成に役立つほか、災害時の避難地となるなど、安全でゆとりある都市生活を提供する。

としこうえんほう  
都市公園法

都市公園法第1条にあるように、「都市公園の設置及び管理に関する基準等を定めて、都市公園の健全な発達を図り、もって公共の福祉の増進に資すること」を目的として、昭和31年（1956年）に制定された法律。都市公園の定義、都市公園に関する公園施設の定義、設置に関する基準及び占有する場合の許可と条件、公園管理者による都市公園の保存義務、都市公園台帳の作成等管理に関する事項が定められている。景観法の制定にあわせ、都市緑地法とともに平成16年（2004年）に改正された。

としりょくちほう  
都市緑地法

都市緑地法第1条にあるように、「都市における緑地の保全及び緑化の推進に関し必要な事項を定めることにより、都市公園法その他の都市における自然的環境の整備を目的とする法律と相まって、良好な都市環境の形成を図り、もって健康で文化的な都市生活の確保に寄与すること」を目的として、昭和48年（1973年）に制定された都市緑地保全法が、景観法の制定にあわせ、平成16年（2004年）の法改正により改称した法律。都市における緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画（みどりの基本計画）、緑地保全地域、特別緑地保全地区、地区計画等緑地保全条例、管理協定、緑化地域、地区計画等緑化率条例、緑地協定、市民緑地、緑化施設整備計画、緑地管理機構といった、都市のみどりに関わる多くの事項が定められている。

とちくかくせいりじぎょう  
土地区画整理事業

土地所有者から土地の一部を提供してもらい、それを道路や公園等として新たな公共施設として活用することで、居住環境が整った市街地を整備するとともに、宅地等が整形化することで土地の利用増進を図る事業。

## な 行

にじりん  
二次林

山火事や伐採の後に自然に成立した森林。薪炭林のように繰り返して伐採されている林も二次林に含まれる。一般に植林のような人為的に植栽した林は含めない。なお、人為のまったく及んでいない森林を原生林といい、原生林と二次林を合わせて天然林といっている。

## は 行

### ヒートアイランド

げんしょう  
現象

都市化による地表面被覆の人工化（建物やアスファルト舗装面等の増加）やエネルギー消費にともなう人工排熱（建物空調や自動車の走行、工場の生産活動等にもなう排熱）の増加により、地表面の熱収支が変化して引き起こされる熱大気汚染であり、都心部の気温が郊外に比べて島状に高くなる現象をいう。ヒートアイランド現象を形成する要素には、地表面被覆が変化することによる反射や放射の変化、地表面と大気間の対流顕熱や蒸発潜熱の変化、人口が集中することによる人工排熱の増加やその排出の仕方、都市をとりまく海陸風等の気候条件など、多くの要素が絡み合っている。

### ビオトープ

生物を意味する bio と、場所を意味する top を合成したドイツの造語（biotop）で、英語では biotope。直訳すれば「生物生息空間」となる。特定の生物群集が生息できるような生態学的に見ても良好な環境の空間。または、自然の生態系に接することができる場所として整備された空間。本来は生態学の学術用語であるが、行政や市民活動などの中で一般用語として用いられることが多く、公園や校庭などに作られた生物の生息・生育環境空間を指して言う場合が多い。この場合は、トンボ、メダカ、野鳥など小動物の生息環境や、郷土的な植物の生育環境を意識した空間づくりが行われている。

ぶんかてんえんとし  
文化田園都市

久喜市総合振興計画において掲げられた目標及び将来像。「文化田園都市」は、久喜市の目指す将来像として地域の歴史や伝統文化を継承し、市の特徴である田園と調和した都市を築いていくことを表現している。

### 歩行者ネットワーク

ほこうしゃ

歩行者が安心して歩行・回遊できる空間とそのネットワーク。特に観光地では、市街地の再開発や街づくりにあたり、歩行者ネットワークの向上を視野に入れて計画を行う。具体的には、段差や幅員、スロープなどのバリアフリー化、トイレなどの公共施設及び緑陰といった歩行者の利便性に配慮する。

ほぞんじゆもくほぞんじゆりん  
保存樹木・保存樹林

主に市町村が条例・要綱等により援助規定を設けて樹木・樹林を指定したもの。「都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律（樹木保存法）」に基づき市町村長が指定するものもあるが、保存義務のみで援助規定が無いことから運用例は少ない。

## ま 行

### みどり 緑のカーテン

つる植物やツタ類などで建物の外壁を覆ったり、ベランダにフラワーポットや花壇などを設置したりして、外部から見える緑化空間を創造する方法。太陽熱の遮断と潜熱消費による建築物の冷暖房に要するエネルギー消費の低減、ヒートアイランド現象緩和などの効果がある。

### みどり 緑のリサイクル

樹木の管理作業で生じた剪定枝葉や開発事業などで生じた伐採木等をチップや堆肥等に加工して再利用する仕組み。不要となった樹木の交換制度をいうこともある。

## や 行

### やしきりん 屋敷林

主として独立して存在する農家等の屋敷の周りを囲む樹林。防風、防火、防塵、防雪、防霧等の諸機能、自家用の燃料、堆肥の採取、場合によっては用材の供給などを目的として仕立てられる。久喜市のような都市では、郷土的な風情を保った環境保全林としての役割が強い

## ら 行

### ランドマーク

地域の景観を特徴づける景観要素で、地域が目印のようなものをいう。山や住宅地内の独立木、建築等が地域のランドマークになることが多い。

### りょくかじゅうてんちく 緑化重点地区

都市緑地法第 4 条に基づき、緑の基本計画において定めることができる「緑化の推進を重点的に図るべき地区」。

### りょくち 緑地

自然的環境を有するオープンスペース。公園、広場、運動場、墓園といった公共緑地と、公共用地、私有地の区域の中にあり緑地としての永続性を有していると認められる区域がある。具体的には、水面、水辺、山林、原野、農地、社寺境内地、学校、共同住宅緑地、工場緑地、企業厚生施設、遊園地、民間設置の公園、市民農園、林業試験場、農業試験場、給排水その他処理施設等の緑地が該当する。

## 緑被地

樹林地、草地、農耕地、水辺地及び公園緑地等、植物の緑で覆われた土地、もしくは、緑で覆われていなくとも、自然的環境にある土地の総称。

## 緑被率

緑の量を示す一般的な指標。地区の緑の環境条件を分析評価する際に多く用いられる。敷地の面積に対して、樹木や草などの植物が地面や上空を覆っている部分と、農地の面積の占める割合をいい、一般的には航空写真をもとに測定する。農地は、一時的に農作物（植物）がない場合もあるため、航空写真で農地の区域を判読して測定する。

## レッドデータブック

絶滅のおそれのある野生生物の情報をとりまとめた本で、国際自然保護連合（IUCN）が、1966年に初めて発行したもの。

日本でも、1991年に『日本の絶滅のおそれのある野生生物』というタイトルで環境庁（現・環境省）がレッドデータブックを作成し、2000年からはその改訂版が、植物や動物の大きなグループごとに順次発行されている。また、ほとんどの都道府県において、都道府県版のレッドデータブックが作成されている。

## ローム台地

関東の台地や丘陵の表面は、「関東ローム層」と呼ばれる茶褐色に変色した火山灰層で覆われている。これらは単に「ローム」や「赤土」とも呼ばれ、これらに覆われた台地をローム台地と呼ぶ。火山灰は火山から噴出した後に上空の偏西風によって運ばれるため、噴出源の東側に降下して厚く堆積する。埼玉県では、南部は富士や箱根を起源とするものが多いが、北部は浅間、榛名、赤城といった北関東の諸火山由来のものが多い。

## わ行

### ワークショップ

地域に関わる多様な立場の人々が参加し、コミュニティの諸課題をお互いに協力して解決し、さらに快適なものにしていくために、各種の共同作業を通じてまちづくりを進めていく手法。住民・行政・企業の間でのコミュニケーションを生み出す手法として優れ、新しいまちづくりに結びつくものとして活用されている。

### 主な参考文献

国土交通省ホームページ (<http://www.mlit.go.jp/>)  
環境省ホームページ (<http://www.env.go.jp/>)  
EIC ネット (<http://www.eic.or.jp/>)

現代林業電子辞典 (<http://www.j-fic.com/workbench/glossary/>)  
造園用語辞典（東京農業大学造園学科，1985年，彰国社）